

平成18年第5回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月1日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
欠員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	3
市長あいさつ	4
開会・開議の宣告	5
諸般の報告及び行政諸般の報告	5
所管事務調査結果の報告	
総務常任委員会委員長 武井牧男君	6
民生教育常任委員会委員長 山口育男君	7
経済建設常任委員会委員長 古田勇夫君	8
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
議案の上程	9
議案の説明	
認第3号(助役 太田松雄君)	9
認第4号・認第5号・認第6号・認第10号・議第85号・議第89号・議第95号・ 議第98号・議第99号(民生部長 渡辺兼雄君)	12
休憩	19
再開	19
認第7号・認第8号・認第9号・議第86号・議第87号・議第88号・議第91号 (経済建設部長 福井昭次君)	19
議第84号・議第92号・議第97号・議第100号・議第101号(総務部長 加納和喜君)	24
議第90号(美濃病院参事兼事務局長 岩原 泰君)	28
議第93号・議第94号(秘書課長 梅村 健君)	29
議第96号(経済建設部参事兼産業課長 村井純生君)	30
議案の上程	30
議案の説明	
議第102号(市長 石川道政君)	30

休憩	30
再開	31
質疑	31
委員会付託省略（議第 102号）	31
討論	31
議案の採決	31
休憩	31
再開	31
日程追加（議第 103号）	31
議案の上程	32
議案の説明	
議第 103号（総務部長 加納和喜君）	32
休憩	32
再開	32
質疑	32
塚田歳春議員	32
加納総務部長答弁	33
再 塚田歳春議員	33
加納総務部長答弁	33
委員会付託省略（議第 103号）	33
討論	33
西部和子議員	33
議案の採決	34
休会期間の決定	34
散会の宣告	35
会議録署名議員	35

第 2 号 (12月13日)

議事日程	36
本日の会議に付した事件	37
出席議員	37
欠席議員	37
欠員	37
説明のため出席した者	37
職務のため出席した事務局職員	38
開議の宣告	39
会議録署名議員の指名	39
認第3号から議第101号までと質疑及び市政に対する一般質問	
1 野倉和郎議員	39
1. 市の財政状況について	
① 実質公債費比率の推移の見通しについて	
② 市の財政は危機的状況ではないか	
③ 市民に財政の実態を明らかにし、全ての事業の見直しをする必要があるのではないか	
2. 道の駅建設工事において過去2回の入札が不調に終わった経過について	
石川市長答弁	41
加納総務部長答弁	42
2 塚田歳春議員	43
1. 道の駅の随意契約について	
なぜ入札を辞退した業者とあえて契約を結んだのか	
2. 中学校の部活の対抗試合や学校の諸行事に、市のスクールバスが利用できないか	
3. 美濃病院の医薬分業について	
① どんなメリット・デメリットがあるのか	
② 患者の理解を得るための方策をどのように考えているのか	
加納総務部長答弁	45
後藤教育長答弁	45
岩原美濃病院参事兼事務局長答弁	46
再 塚田歳春議員	47
加納総務部長答弁	49
後藤教育長答弁	49
再々塚田歳春議員	49
加納総務部長答弁	50
後藤教育長答弁	50

休憩	50
再開	50
3 市原鶴枝議員	50
1. 福祉医療費助成制度の拡大について	
現在、乳幼児医療費は、入院は小学校6年生まで、外来は小学校入学前までとなっているが外来、入院とも小学校6年生まで助成の拡大ができないか	
2. 地域療育システム支援事業について	
① 平成18年度の事業の進捗状況について	
② 市独自の療育システムの構築はできないか	
渡辺民生部長答弁	51
再 市原鶴枝議員	53
4 山口育男議員	53
1. スクールバスの路線変更について	
交通量の多い地域にも配備できないか	
2. EM菌の利用拡大について	
① 市内全小中学校での利用について	
② 各公共施設のトイレ清掃に利用できないか	
後藤教育長答弁	55
小椋教育次長兼教育総務課長答弁	56
渡辺民生部長答弁	57
再 山口育男議員	57
5 古田勇夫議員	58
1. 美濃インター前の区画整理について	
事業の進捗状況と事業計画書に基づく今後の事業予定について	
福井経済建設部長答弁	58
6 平田雄三議員	59
1. 東海環状自動車道美濃・関ジャンクションの落下事故防止策について	
福井経済建設部長答弁	60
再 平田雄三議員	61
休憩	61
再開	61
7 太田照彦議員	61
1. 美濃手すき和紙の後継者の現状と育成対策について	
2. わくわくファーム施設整備に伴う産直ハウスの設置について	
① オープン時期と運営方法について	
② 自治会等地元関係者への説明状況について	

村井経済建設部参事兼産業課長答弁	62
再 太田照彦議員	63
8 西部和子議員	64
1. 産科医師の確保について	
先ごろ、中濃病院の産科が閉鎖されたと聞くが、このままでは近接地域に産科 医が不足し、少子化に拍車がかかると懸念される。美濃病院の医師確保策をお尋ねする。	
2. ケーブルテレビ敷設事業に伴う宅内工事について	
市内業者の能力に応じた仕事が確保されるよう対応を求める	
3. 障害者自立支援法の利用者負担金について	
① 授産施設へ通所される方の地域生活支援事業との均衡ある負担軽減策を求む	
② 当市の実態にあった軽減策を講じ、激変緩和を図らねたい	
岩原美濃病院参事兼事務局長答弁	67
平林総務部参事兼総合政策課長答弁	68
渡辺民生部長答弁	69
再 西部和子議員	70
休憩	71
再開	71
9 武井牧男議員	71
1. 子育て支援の拠点づくりについて	
① 子育て支援センター事業の現状と今後の推進について	
② 乳幼児（0才から3才）を対象とした「つどいの広場」の設置について	
2. スローライフについて	
① 自転車を利用しての健康づくりの取り組みが出来ないか	
② 「美濃市サイクルの日」・「サイクル月間」等の制定をしてはどうか	
③ サイクルコースを利用しての「ツアーオブ美濃」の事業を計画されてはどうか	
加納総務部長答弁	73
渡辺民生部長答弁	73
太田助役答弁	74
再 武井牧男議員	75
10 日比野 豊議員	76
1. 新年度を迎えるに当り、その展望と施策について	
石川市長答弁	77
再 日比野 豊議員	78
日程追加（議第 104号）	79
議案の上程	79

議案の説明

議第 104号（経済建設部長 福井昭次君）	79
休憩	80
再開	80
質疑	80
委員会付託省略（議第 104号）	80
討論	80
議案の採決	80
休会期間の決定	81
散会の宣告	81
会議録署名議員	81

第 3 号 (12月20日)

議事日程	82
本日の会議に付した事件	83
出席議員	83
欠席議員	83
欠員	83
説明のため出席した者	83
職務のため出席した事務局職員	83
開議の宣告	84
会議録署名議員の指名	84
議案の上程	84
委員長報告	
総務常任委員会委員長 武井牧男君	84
民生教育常任委員会委員長 山口育男君	85
経済建設常任委員会委員長 古田勇夫君	86
委員長報告に対する質疑	87
討論	87
議案の採決	87
閉会の宣告	91
市長あいさつ	91
会議録署名議員	93
総務常任委員会審査報告書	94
民生教育常任委員会審査報告書	95
経済建設常任委員会審査報告書	96

議 事 日 程 (第 1 号)

平成18年12月1日 (金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 認 第 3 号 平成17年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認 第 4 号 平成17年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認 第 5 号 平成17年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認 第 6 号 平成17年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認 第 7 号 平成17年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認 第 8 号 平成17年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認 第 9 号 平成17年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認 第10号 平成17年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 議 第84号 平成18年度美濃市一般会計補正予算 (第3号)
- 第12 議 第85号 平成18年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)
- 第13 議 第86号 平成18年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第1号)
- 第14 議 第87号 平成18年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第15 議 第88号 平成18年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第2号)
- 第16 議 第89号 平成18年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第3号)
- 第17 議 第90号 平成18年度美濃市病院事業会計補正予算 (第1号)
- 第18 議 第91号 平成18年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第1号)
- 第19 議 第92号 地方自治法の一部改正に伴う美濃市関係条例の整備に関する条例について
- 第20 議 第93号 美濃市副市長定数条例について
- 第21 議 第94号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第22 議 第95号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第23 議 第96号 美濃市中山間地域農村活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第24 議 第97号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第25 議 第98号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 第26 議 第99号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合同規約の変更に関する協議について
- 第27 議 第100号 中濃地域広域行政事務組合同規約の変更に関する協議について
- 第28 議 第101号 中濃消防組合同規約の変更に関する協議について

本日の会議に付した事件

第1 から第29までの各事件

(追加日程)

議第 103号 請負契約の締結について

出席議員 (17名)

1 番	太 田 照 彦 君	2 番	森 福 子 君
3 番	山 口 育 男 君	4 番	佐 藤 好 夫 君
5 番	武 井 牧 男 君	6 番	市 原 鶴 枝 君
7 番	古 田 勇 夫 君	8 番	古 田 信 雄 君
9 番	岩 原 輝 夫 君	10 番	平 田 雄 三 君
12 番	日 比 野 豊 君	13 番	児 山 廣 茂 君
14 番	加 納 喜 代 彦 君	15 番	市 原 良 英 君
16 番	野 倉 和 郎 君	17 番	塚 田 歳 春 君
18 番	西 部 和 子 君		

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	助 役	太 田 松 雄 君
教 育 長	後 藤 正 之 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
総務部参事兼 総合政策課長	平 林 泉 君	民 生 部 長	渡 辺 兼 雄 君
経済建設部長	福 井 昭 次 君	経 済 建 設 部 参 事 兼 産 業 課 長	村 井 純 生 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	小 椋 茂 樹 君	美 濃 病 院 参 事 兼 事 務 局 長	岩 原 泰 君
総 務 課 長	川 野 純 君	生 活 ・ 自 然 環 境 課 長	瀬 瀬 恒 雄 君
健 康 福 祉 課 長	平 野 広 夫 君	学 校 教 育 課 長	西 部 慎 一 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 吉 田 金 義
議会事務局
書 記 太 田 博 康

議会事務局
次 長 古 田 則 行

○議長（児山廣茂君） 皆さん、おはようございます。

本日は、第5回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてありがとうございます。どうか慎重に御審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

市長あいさつ

○議長（児山廣茂君） 開会に先立ちまして、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成18年第5回美濃市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

ことしの秋は、美濃和紙あかりアート展に始まり、うだつのまち美濃10分の1健康マラソン、福祉健康大会、福祉健康いきいきフェア、市民ふれあい消防祭、産業祭など、一連の各種イベントにつきまして、議員各位を初め、市民の皆様の御協力により、好評のうちに無事終了したところでございます。

国土交通省では、創意工夫豊かな地域旅行商品の造成と流通促進を図るために、本年度から地域観光マーケティング促進事業を実施し、中部地域の中で重点支援地域2カ所のうち、その1カ所に岐阜県美濃市・美濃加茂市が選定されました。今後、大学教授、大手旅行事業者、鉄道事業者などで構成された中部観光まちづくりアドバイザー会議の支援を受け、観光資源の磨き上げやマーケティング能力の向上、旅行商品化の促進など、観光振興に向け大きく期待できることとなりました。

また、ケーブルテレビにつきましては、8月から受け付けが開始されており、市内全域の情報化の向上を目指すため、さらにPRに努めていきたいと考えております。

次に、ツアー・オブ・ジャパンにつきましては、現在、市と実行委員会とが連携し、関係機関との協議を初め、関連地域等への説明会を精力的に開催しておりまして、来年5月の大会に向け、万全の体制で臨みたいと考えております。

また、市ではかねてから、施設での介護を希望されてみえる方のために施設整備ができるよう取り組んでまいりましたが、市内の社会福祉法人「成蹊会」さんが法人認可をとられ、国、県、市の補助を受けて、特別養護老人ホーム「みの輝きの杜」が、特別養護老人ホーム70床、短期入所20床、デイサービス20人の規模で平成19年4月に開設される運びとなり、入所を希望される方に対し、本日から募集を開始されたところでございます。

道の駅の建設工事につきましては、このほど仮契約を締結いたしました。後ほど追加で請負契約の締結につきまして御審議をお願いいたしますが、この施設は、美濃市まるごと川の駅構想及びサイクルシティ構想の拠点施設、全国初の防災道の駅でございまして、工事の安定的かつ確実な施行に努めてまいります。

さて、今回の定例会におきまして御審議をお願いいたします案件は、決算認定8件、補正予算8件、条例制定2件、条例改正4件、その他5件、合計27件でございます。各議案の内容につきましては後ほど詳しく御説明いたしますが、平成17年度美濃市歳入歳出決算につきましては、厳しい財政事情の中、平成まちづくり改革大綱に基づき、健全財政を堅持しつつ、厳しく歳出の削減努力を行いながら、市としての必要事業を積極的に推進してまいりました。

一般会計の決算額は、歳入93億9,578万円、歳出90億6,043万円で、歳入で2.6%、歳出では1%減少いたしました。歳入と歳出の差引額は3億3,535万円の黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は3億582万円の黒字となりました。

歳入におきましては、市内主要企業の業績の回復等による法人市民税の伸びによる市税は5,539万円、1.9%、前年度からの事業の繰り越しによる地方道路整備臨時交付金、小学校校舎耐震補強事業費等の国庫支出金が3億3,781万円、63.1%、繰越金が2億418万円増収いたしました。しかし、地方交付税、繰入金、諸収入などの減収により、歳入全体では2億4,989万円の減収となりました。

歳出におきましては、道の駅の整備事業に着手したほか、土地区画整理事業、道路改良事業のほか、愛知万博出展事業、美濃市観光案内所・美濃和紙あかりアート館整備事業や、美濃小学校・中有知小学校校舎耐震補強工事、全国町並みゼミ開催補助事業など、各種事業の推進を図ってまいりました。

次に、特別会計の総決算額は、歳入75億6,400万円、歳出74億9,066万円で、前年に比べ歳入で1.4%、歳出では0.1%の減少となりました。国民健康保険は、療養給付費の増加、農業集落排水は、乙狩地区の管路布設工事の着手等による事業費の増加が上げられ、下水道は、右岸・左岸処理区管渠整備事業費等の減少がございました。

各会計の決算の主な概要は以上でございますが、厳しい財政状況の中で、創意工夫を凝らしながら、ほぼ所期の目的を達成することができたと考えております。これもひとえに議員各位の御指導と御協力のたまものであり、心より感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

今定例会に提出いたします案件は、決算認定、補正予算、条例の制定、条例改正等、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

開会・開議の宣告

○議長（児山廣茂君） ただいまから平成18年第5回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時07分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（児山廣茂君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いします。

所管事務調査結果の報告

○議長（児山廣茂君） 次に、所管事務調査結果の報告を行います。

これについて、各常任委員会における調査結果の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長 武井牧男君。

○総務常任委員会委員長（武井牧男君） 皆さん、おはようございます。

総務常任委員会の所管事務調査について報告いたします。

去る10月4日水曜日から10月6日金曜日の3日間、所管事務調査として、福岡県宗像市と大分県豊後高田市へ委員全員の参加を得て視察を行いました。

福岡県宗像市は、行財政改革について視察を行いました。

宗像市は、福岡県内の市町村合併の第1号として、平成15年4月と平成17年3月の2回、新設合併をした人口約9万5,000人の都市であります。宗像市は、財政健全度をはかる物差しの一つである経常収支比率及び公債費負担比率が、長い間、全国市町村の平均数値を大きく下回り、健全財政を堅持されてきた先進地であります。しかしながら、合併した今後の長期財政計画を見通した結果、大変厳しい状況になることが予想されるとの危機感から、市民3名を含む10名で構成される行財政改革推進委員会が組織化され、今後5年間で取り組む改革プランに基づく行財政改革のための諮問を行い、市民、市、議会が一体となり、年度ごとの効果目標額を達成するため、人事管理、議員定数、補助金等の見直し・削減などを積極的に推進しているとの説明を受け、財政厳しい美濃市としまして大変参考になりました。

また、大分県豊後高田市では、特色のある観光について視察を行いました。

豊後高田市は、美濃市と同様、数十年前から都市部への人口流出、過疎化、高齢化が進み、現在では人口約2万5,000人の小さな都市であります。昭和の時代にはにぎわいを見せていました商店街は、大型店の進出や過疎化による後継者不足、さらに時代の潮流に乗り切れず、活性化等の対応策を図ったが、集客効果は厳しい状況となった。そこで、商店街の再建を図るため、平成4年に豊後高田市商業活性化構想を策定し、その後9年間の歳月をかけ、商工会議所が中心となり、市、商店街が計画・協議を重ねた結果、平成13年、最終的にこの商店街が最後の輝きを放った昭和30年代の古い建物を生かした昭和の町並みの再現整備にたどり着き、建築再生、歴史再生、商品再生、商人再生の四つの「再生」を軸とし、活性化を目指してきた結果、年間20万人以上の観光客が集まるまちへと生まれ変わり、今では観光客用の駐車場等の整備に苦慮しているとの説明を受け、美濃市と共通する課題を抱えていることを認識いたしました。

以上で報告を終わります。

なお、視察の資料については事務局にまとめてありますので、御参照願います。

○議長（児山廣茂君） 次に、民生教育常任委員会委員長 山口育男君。

○民生教育常任委員会委員長（山口育男君） 皆さん、おはようございます。

所管事務調査結果の報告といたしまして、民生教育常任委員会の行政視察について報告をいたします。

去る10月25日水曜日から27日金曜日の3日間、宮崎県宮崎市、大分県臼杵市、熊本県玉名市へ委員全員の参加を得て視察を行いました。

宮崎県宮崎市では、地域子育て支援センター事業について視察を行いました。

宮崎市は、市内に点在するさまざまな保育資源のネットワーク化を図り、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を目指すため、地域子育て支援センターを設置いたしました。地域子育て支援センターを設置に至るまでの経過及び現状について説明を受けてきたところでございます。また、市内に3カ所ある地域子育て支援センターを核として、各保育園との連携による支援内容についても説明を受けてきました。美濃市におきましても、子育て支援事業は重要な課題であり、充実した子育て支援を行っていくために、先進地として大変参考になったものと思っております。

大分県臼杵市では、国保ヘルスアップモデル事業について視察を行いました。

臼杵市は、総合計画で「生涯現役のまち・うすき」としてまちづくり大綱を定め、その取り組みとして、平成15年に厚生労働省の国保ヘルスアップモデル事業の指定を受け、平成14年度に完成をいたしました介護予防施設「ほっと館」を利用して、生活習慣病の予防・改善に取り組んでおります。ほっと館を利用した国保ヘルスアップモデル事業を行うに至るまでの経過及び現状について、細部にわたり説明を受けてきました。また、個別支援プログラムとして、教室型指導、通信教育型指導、対面（訪問）型指導において行っている栄養改善もしくは筋力アップメニュー等の内容について説明を受けてきたところでございます。当市におきましても、生活習慣病予防は重要な課題であり、臼杵市の取り組みはとても参考になりました。

熊本県玉名市では、高齢者等就業支援センターについて視察を行いました。

玉名市は、高齢者の就業環境が大変厳しい中、高齢者、障害者の雇用並びに余暇の充実を図り、生きがいのあるライフサイクルを目指すために、高齢者等就業支援センターを建設しました。高齢者等就業支援センター建設に至るまでの経過及び現状について、細部にわたり説明を受けてきました。また、従来からある高齢者職業相談室及びシルバー人材センター等を一体化した中での連携した総合的な支援の内容及び就業状況等について説明を受けました。当市におきましても、今後ますます高齢化が進む中、高齢者等の就業支援は重要な課題であり、充実した支援に努めるために、とても参考になったと思っております。

以上で報告を終わります。

なお、視察の資料につきましては事務局にまとめてありますので、御参照をお願いいたします。

○議長（児山廣茂君） 次に、経済建設常任委員会委員長 古田勇夫君。

○**経済建設常任委員会委員長（古田勇夫君）** 所管事務調査結果の報告といたしまして、経済建設常任委員会の行政視察について報告をいたします。

去る10月30日月曜日から11月1日水曜日まで3日間、青森県五所川原市、秋田県大館市、同じく秋田県仙北市へ委員全員の参加を得て視察を行いました。

青森県五所川原市では、中心市街地の活性化対策について視察を行い、その取り組みとして、約90年ぶりに高さ22メートルに及ぶ「立佞武多（たちねぶた）」を復元し、夏祭りに市内運行したところ、全国的に反響を呼び、その知名度が高まり、観光客が増加してきました。これを受け、集客・交流機能向上を図るため、また中心市街地を再生し、にぎわいの拠点とするため、「立佞武多の館」を建設しました。立佞武多の館の建設に至るまでの経過及び現状について説明を受けました。また、中心市街地活性化法に基づき、五所川原市中心市街地活性化基本計画を策定しており、その基本的な方針及び施策について説明を受けました。美濃市においても、中心市街地の活性化が重要な課題となっており、五所川原市の新しい施策は先進地として参考になりました。

秋田県大館市では、リサイクル産業の振興について視察を行いました。

大館市は、国が承認した秋田県北部エコタウン計画を受け、家電リサイクル事業、コンポスト事業、廃プラスチック利用新建材製造事業に取り組んでいます。廃プラスチック利用新建材製造事業を行う秋田ウッド株式会社を視察し、工場や地域の誘致企業から排出される廃プラスチックを原料とし、新しい機能を持つ新建材をつくるリサイクル事業について説明を受けました。美濃市においてもリサイクルは重要な課題であり、市民と一体となってリサイクルに努めるためにも、先進地として参考になりました。

秋田県仙北市では、伝建地区である角館の観光振興について視察を行いました。

角館は、「みちのくの小京都」と呼ばれ、重厚な屋敷構えが藩政時代の面影を残すまちであり、桜の名所でもあります。年間観光客数は、現在、角館町約240万人であります。宿泊数は、田沢湖町約79万人に対し、角館町は約5万3,000人と少なく、宿泊に力を入れています。しかし、集客を図る反面、観光客向けの土産物店や飲食店などがふえたため、武家屋敷群の風情が台なしになっています。角館では、住民への働きかけを続け、最近では住民みずから町並み保存へと動き始め、市も規制強化を視野に対策の検討を重ねています。美濃市においても、観光振興に努める反面、伝建地区としての風情を守ることが大切であり、そのためには市民の協力が必要不可欠であると再認識いたしました。

以上で報告を終わります。

なお、視察の資料につきましては事務局にまとめてありますので、御参照をお願いいたします。

○**議長（児山廣茂君）** 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（児山廣茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番 佐藤好夫君、5番 武井牧男君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（児山廣茂君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から12月21日までの21日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から12月21日までの21日間と決定いたしました。

第3 認第3号から第29 議第101号まで（提案説明）

○議長（児山廣茂君） 日程第3、認第3号から日程第29、議第101号までの26案件について、日程順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に認第3号について、助役 太田松雄君。

○助役（太田松雄君） それでは、認第3号 平成17年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算の概要につきまして、最初に決算の収支を御説明申し上げますので、赤スタンプ2番の平成17年度美濃市歳入歳出決算書の122ページをお開きください。なお、説明します数字につきましては、千円未満を四捨五入した額で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

これは、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は93億 9,577万 8,000円、歳出総額は90億 6,043万円で、歳入から歳出の差引額が3億 3,534万 8,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源としての繰越明許費繰越額2,952万 3,000円を差し引いた実質収支額は3億 582万 5,000円の黒字となりました。

それでは、決算の概要につきまして、赤スタンプ3番の平成17年度一般会計・特別会計決算の主要な施策の成果等説明書により御説明申し上げますので、1ページをお開きください。一般会計決算の概要でございます。中段の表をごらんいただきたいと思います。

決算規模は、平成16年度の決算額と比較しますと、歳入で2億 4,988万 7,000円、2.6%の減、また歳出も9,390万 3,000円、1.0%の減となっております。収支の状況では、歳入歳出差引額が3億 3,534万 8,000円、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額が3億 582万 5,000円の黒字となりました。実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は3,607万 1,000円の黒字となり、単年度収支に財政調整基金への積立金1億46万円を加えた実質単年度収支は1億 3,653万 1,000円の黒字となりました。

次に6ページ、7ページをお開きください。

この表は、一般会計の決算状況のうち、歳入の状況を各款別にまとめたものでございます。

歳入総額は93億 4,657万 9,000円で、前年度に比べまして2.6%の減でございます。6ページの款別の主なものを見ますと、1款 市税は29億 8,759万 5,000円で構成比31.8%、前年対比1.9%の増となっております。次に10款 地方交付税は27億 1,686万 7,000円で構成比が28.9%、前年対比6%の減となっております。14款 国庫支出金は8億 6,865万 9,000円で構成比が9.3%、次に19款 繰越金は4億 9,133万 1,000円で構成比5.2%、21款 市債は4億 3,360万円で構成比4.6%、次に15款 県支出金4億 3,102万 4,000円等が主なものでございます。このうち、7ページの財源内訳の表では、市税、地方交付税等の一般財源が70億 6,561万 9,000円で、収入全体の75.2%を占めております。前年度と比較しますと、6億 8,453万 4,000円、8.8%の減となっております。

次に6ページで、前年比で増減額の多いものを見ますと、増額になった主なものにつきましては、14款 国庫支出金で3億 3,780万 6,000円、63.3%、次に19款 繰越金で2億 418万円、71.1%、次に1款 市税で5,539万 4,000円、1.9%増で、ほかに2款 地方譲与税3,513万 9,000円、9款 地方特例交付金1,432万 9,000円等でございます。一方、減額になった主なものは、21款 市債で前年比5億 780万円、53.9%の減となっておりますが、これは平成16年度の決算額には平成8年度、9年度の減税補てん債の一括償還額3億 8,450万円の借りかえ分も含まれておりますので、これを差し引いた実績は1億 2,330万円、22.1%の減となります。そのほかの減額には、10款 地方交付税1億 7,383万 6,000円、6.0%、18款 繰入金1億 3,825万 7,000円、55.4%、20款 諸収入2,606万 9,000円、6.3%、6款 地方消費税交付金1,912万 7,000円、7.6%等でございます。

次に、同じく6・7ページの下欄の参考1及び2でございますが、自主財源と依存財源及び一般財源と特定財源に区分してあらわしたものでございます。左の円グラフは、自主財源が42億 8,645万 5,000円で45.6%、依存財源は51億 932万 3,000円で54.4%をグラフ表示したものでございます。右の円グラフは、一般財源70億 6,561万 9,000円、75.2%、特定財源が23億 3,015万 9,000円、24.8%を表示したものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、8ページをお開きください。

歳出の状況でございますが、歳出総額は90億 6,043万円で、前年度に比べますと1%の減でございます。構成比の大きい順に見ますと、3款 民生費が17億 5,297万 1,000円、19.3%で最も多く、次いで8款 土木費17億 2,759万 2,000円、19.1%、次に2款 総務費12億 7,009万 7,000円、14%、12款 公債費が12億 746万 6,000円、13.3%、10款 教育費11億 2,049万 5,000円、12.4%となっております。なお、下欄の円グラフは款別に表したものでございます。

次に9ページでございますが、歳出の決算額を性質別に区別したものでございまして、1の人件費、2の扶助費、3の公債費を義務的経費と言いまして、合計39億 3,090万 4,000円で、前年度と比較しますと5億 5,500万円、12.4%の減となっております。この内訳は、人

件費で 5.8%の減、扶助費で 2.8%の増、公債費で27.6%の減となっております。なお、先ほど申し上げましたように、公債費の減少分のうち、平成8年度、9年度の減税補てん債の借りかえによる一括償還分3億8,450万円差し引きますと、義務的経費の実質的な増減はマイナス1億7,050万円、増減率はマイナス4.2%となります。4の物件費から5の維持補修費、6の補助費等、7の積立金、8の投資及び出資金、9の貸付金及び10の繰出金では、合計して4,010万円増加しております。次に、11の投資的経費は14億8,419万円となり、前年度に比較しますと4億2,099万7,000円、39.6%の増となり、(ア)の普通建設事業費で4億5,994万4,000円増加し、災害復旧事業費で3,894万7,000円減少しております。

なお、9ページの下欄の円グラフは、歳出の状況を性質別に区分し、義務的経費、投資的経費、その他経費にあらわしたものでございます。

次に11ページをお開きください。

財政指標の状況について御説明を申し上げます。

市の財政状況を他市と比較する場合、一定の約束により共通事項を知る必要があります。この表は、普通会計における財政指標等の状況から、11ページの区分の1行目、基準財政収入額から、一番下の人口1人当たりの額の地方債現在高までの26項目にわたっております。また、団体の区分として、平成16年度では、県下都市平均並びに全国都市のうち、本市と人口及び産業構造が類似している団体との比較ができるようになっております。

それでは、11ページの表区分の上段から5行目、6行目にあります財政力指数の欄をごらんください。

一般的には、自主財源が多いか少ないかが、その団体の財政力が強い、あるいは弱いということですが、財政力を把握する方法として、基準財政収入額を基準財政需要額で除した財政力指数を用いております。6行目の財政力指数(平成15年から17年の3ヵ年平均)は、平成16年度が0.533で、17年度0.529と、わずかに下がっております。次に、真ん中あたりの23行目にあります経常収支比率につきましては、財政構造の弾力性を把握するために用いるものでございまして、この数値が低いほど弾力性に富んでいるということになります。平成16年度の88.5%に対し、17年度は92.6%となり、前年度より4.1ポイント上昇しております。財政力指数、経常収支比率を初め、公債費比率等の推移や比較に見られますように、財政構造の硬直化の傾向を示しております。したがって、今後より一層経常経費の抑制に努め、限られた財源の有効かつ効率的な運用を図り、健全財政の運営に努めてまいりたいと考えております。

12ページ以降は、用語の説明及び指標の推移等を、また歳入科目、歳出科目の決算の状況を具体的にあらわしたものでございます。説明は省略させていただきます。以上で認第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(児山廣茂君) 次に認第4号、認第5号、認第6号、認第10号、議第85号、議第89号、議第95号、議第98号、議第99号の9案件について、民生部長 渡辺兼雄君。

○民生部長（渡辺兼雄君） それでは、認第4号 平成17年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

それでは、赤のスタンプ2番の決算書 132ページをお開きください。

初めに、決算の概要について御説明を申し上げます。

交通災害共済事業の運営につきましては、市民の皆様の御理解と御協力によりまして、平成17年度の共済加入者は1万6,527人、加入率は68.2%となりました。また、給付金の支給につきましては、死亡1件を含む52件で316万円を支給したところでございます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は604万4,247円で、歳出総額は468万575円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに136万3,672円となりました。

次に123ページをお開きください。

歳入について御説明を申し上げます。

歳入の1款 交通災害共済事業収入の収入済額は505万5,630円で、加入者1万4,049人分の共済会費であります。

次に2款 繰入金の収入済額は89万2,080円で、就学前2年の幼児、小・中学校の児童・生徒、交通指導隊員及び交通安全婦人の合計2,478人の公費負担分を一般会計から繰り入れたものでございます。

3款 繰越金の収入済額は8万4,977円で、前年度からの繰越金でございます。

4款 財産収入の収入済額1万1,560円は、準備積立金の運用収入でございます。

5款 諸収入の収入はございません。

したがって、歳入合計は、予算現額604万4,000円に対して、調定額、収入済額とも604万4,247円となりました。

次に、歳出について説明いたします。

125ページをお開きください。

歳出の1款 交通災害共済事業費の支出済額は468万575円で、執行率は77.4%でございます。その内訳としましては、審査委員報酬、加入者申し込み取扱手数料、電算処理委託料、災害給付金、準備積立金でございます。

128ページ以降の説明は省略させていただきます、認第4号の説明を終わります。

次に、認第5号 平成17年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

初めに、決算の概要につきましては、国保の加入状況は、平成17年度末で世帯数は4,548世帯、被保険者数は9,614人であり、前年度と比較しますと、世帯数は21世帯の増加、被保険者数は204人の減少となりました。また、被保険者数の内訳は、一般の若人が5,647人、老人が2,615人、退職者が1,352人となりまして、前年度と比較しますと、一般の若人、老人が減少し、退職者が増加したところでございます。

医療の給付状況では、1人当たり医療費は36万6,377円となりまして、前年度対比では4.7%の増加となりました。

それでは、決算書により説明いたしますので、赤スタンプ2番の160ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が20億8,887万7,368円で、歳出総額は20億1,846万928円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに7,041万6,440円となりました。

次に133ページをお開きください。

歳入の1款 国民健康保険税の収入済額は7億8,450万1,342円で、歳入中の構成比は37.6%でございます。なお、不納欠損額は582万722円で、収入未済額は1億3,021万5,912円となりました。

2款 使用料及び手数料は、収入済額30万3,900円で、国保税の督促手数料でございます。

3款 国庫支出金は、収入済額6億4,056万3,501円で、療養給付費等負担金、財政調整交付金などのほか、高額医療費共同事業負担金でございます。

4款 県支出金は、収入済額8,829万1,402円で、国保財政健全化特別対策費県補助金と高額医療費共同事業負担金でございます。

5款 療養給付費交付金は、収入済額3億255万1,652円で、退職者医療制度による社会保険診療報酬からの交付金でございます。

6款 共同事業交付金は、収入済額3,850万7,690円で、国保連合会からの高額医療費共同事業に対する交付金でございます。

7款 財産収入は、収入済額3万3,597円で、国保財政調整基金の運用利子収入でございます。

8款 繰入金は、収入済額1億3,002万6,611円で、全額一般会計からの繰入金でございます。

9款 繰越金は9,930万9,017円で、前年度からの繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

10款 諸収入は、収入済額478万8,656円で、保険税の延滞金、交通事故による第三者からの納付金でございます。

以上、歳入合計は、予算現額20億6,909万7,000円に対し、調定額22億2,491万4,002円、収入済額は20億8,887万7,368円となりました。

次のページをお願いいたします。

歳出の1款 総務費の支出済額は4,982万6,120円で、人件費、賦課徴収の事務経費、医療費適正化特別対策事業費などがございます。

2款 保険給付費の支出済額は13億3,775万3,593円で、一般被保険者、退職被保険者等の療養給付費、高額療養費などがございます。

3款 老人保健拠出金の支出済額は4億680万3,360円でございます。

4款 介護納付金の支出済額は1億5,146万2,798円で、2号被保険者の介護納付金でございます。

5 款 共同事業拠出金の支出済額は 4,471万 7,610円で、国保連合会で行います高額医療費共同事業への拠出金でございます。

6 款 保健事業費の支出済額は 1,324万 7,866円で、人間ドック受診に対する助成及びコンピュータヘルスチェック、市民の健康づくり事業などに要した経費でございます。

7 款 基金積立金の 4 万円は、基金運用利子を国保財政調整基金に積み立てたものでございます。

8 款の公債費は、不執行となりました。

9 款 諸支出金の支出済額は 1,460万 9,581円で、平成16年度療養給付費等負担金の確定に伴います国庫返還金と保険税の還付金でございます。

次のページをお願いいたします。

10款の予備費は、不執行でございます。

以上、歳出合計は、予算現額20億 6,909万 7,000円に対し、支出済額は20億 1,846万 928円で、不用額は 5,063万 6,072円となりました。したがって、執行率は97.6%となったところでございます。

141ページ以降の説明は省略をさせていただきます、認第 5 号の説明を終わらせていただきます。

次に、認第 6 号 平成17年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

初めに、決算の概要について申し上げます。

老人医療の受給対象者は 3,763人で、前年度に比較して 198人減少いたしました。歳出の医療費では98.8%を占め、医療給付費は24億 8,700万円ほどとなりまして、前年度比 1.3%の増となりました。また、受診件数は 7 万 5,749件で、前年度比 5.1%の増となったところでございます。また、1人当たりの医療費は64万 4,390円となったところでございます。

それでは、決算書、赤スタンプ 2 番の 172ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は25億 4,444万 8,155円、歳出総額25億 7,225万 3,985円、歳入歳出差引額及び実質収支額は 2,780万 5,830円の不足となりましたので、地方自治法施行令第 166条の 2 の規定によりまして、平成18年度から繰り上げ充用したところでございます。

次に 161ページをお開きください。

歳入、1 款 支払基金交付金の収入済額は14億 7,861万 8,000円となり、医療保険各保険者の拠出金で運営しております社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、医療費の54から58%相当と審査支払手数料でございます。

2 款 国庫支出金の収入済額は 7 億 345万 8,705円となりまして、この内容は、医療費の28から31%相当の額と、国の定めました事務費の 2 分の 1 相当、それに過年度分を合計した内容でございます。

3款 県支出金の収入済額は1億 7,585万 5,096円となり、この内容は、医療費の7から8%相当と過年度分の合計となっております。

4款 繰入金の収入済額は1億 8,336万 3,933円となり、一般会計からの繰入金で、医療費の7から8%相当と事務費でございます。

5款 諸収入の収入済額は315万 2,421円となり、交通事故による第三者納付金及び医療費返還金でございます。

歳入合計は、予算現額26億 5,976万 1,000円、調定額、収入済額とも25億 4,444万 8,155円となりました。

次に163ページをお開きください。

歳出、1款 総務費の支出済額は636万 5,358円となり、内訳は、レセプト点検に係る経費、電算処理委託料、医療費通知委託料などでございます。

2款 医療諸費の支出済額は25億 4,226万 7,139円となり、内訳は、入院、入院外、歯科等の給付費と、柔道整復、高額医療費、審査支払手数料などでございます。

3款 公債費は、不執行でございます。

4款 前年度繰上充用金は1,810万 4,815円でございます。

5款 諸支出金の支出済額は551万 6,673円となり、その内容につきましては、平成16年度の医療費確定に伴います返還金でございます。

以上で、歳出合計は、予算現額26億 5,976万 1,000円、支出済額は25億 7,225万 3,985円となり、執行率は96.7%となりました。

165ページ以降の説明は省略をさせていただきます、認第6号の説明を終わります。

次に、認第10号 平成17年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

初めに、決算の概要につきまして説明申し上げます。

介護保険の65歳以上の第1号被保険者数は6,003人で、前年度に比較して36人の増加、このうち介護認定を受けている方は769人で、前年度に比較して15人の減となっております。介護給付費は11億 7,100万円ほどとなり、歳出総額の95.4%を占め、サービス件数は2万645件となったところでございます。

それでは、決算書、赤スタンプ2番の236ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は12億 5,627万 8,797円、歳出総額は12億 2,710万 8,319円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに2,917万 478円となりました。

次に219ページをお開きください。

歳入、1款 保険料の収入済額は1億 8,290万 612円となりました。その内容は、65歳以上の方の保険料で、現年度分と滞納繰越分でございます。

2款 使用料及び手数料の収入済額は5万 5,600円となり、この内容は、介護保険料の督促手数料でございます。

3 款 国庫支出金の収入済額は3億 3,337万 9,000円となり、この内容は、介護給付費の25%相当の負担金と、調整交付金、介護システム改修費等補助金でございます。

4 款 支払基金交付金の収入済額は3億 7,686万 2,000円となり、その内容は、40歳以上65歳未満の第2号被保険者が支払いました介護保険料を、支払基金から介護給付費の32%相当が交付されたものでございます。

5 款 県支出金の収入済額は1億 5,644万 8,000円となりまして、この内容は、介護給付費の12.5%相当分の負担金でございます。

6 款 財産収入の収入済額は2万 4,513円となり、この内容は、介護保険給付準備基金の運用利息でございます。

7 款 繰入金の収入済額は1億 9,642万 8,684円となり、一般会計からの繰入金で、介護給付費の12.5%相当と事務費分、介護保険給付準備基金からの繰入金でございます。

8 款 繰越金の収入済額は1,018万 888円となりまして、その内容は、平成16年度からの繰越金でございます。

9 款 諸収入の収入済額はゼロ円でございます。

221ページをお開きください。

歳入合計は、予算現額13億 2,128万 4,000円に対し、調定額12億 6,531万 508円、収入済額は12億 5,627万 8,797円となりました。

次に 223ページをお開きください。

歳出の1 款 総務費の支出済額は4,470万 2,313円となり、その内容は、人件費、保険料徴収事務費、介護認定事務費、事業計画策定費、介護システム改修費などでございます。

2 款 保険給付費の支出済額は11億 7,122万 9,320円となり、その内容は、在宅及び施設介護サービス給付費、審査支払手数料、高額介護サービス費などでございます。

3 款 財政安定化基金拠出金の支出済額は118万 255円となり、これは標準介護給付費の0.1%を岐阜県の財政安定化基金に拠出したものでございます。

4 款 基金積立金の支出済額は3万円でございます。

5 款 公債費は、不執行でございます。

6 款 諸支出金の支出済額は996万 6,431円で、保険料還付金と、平成16年度介護給付費確定に伴う返還金でございます。

歳出合計は、予算現額13億 2,128万 4,000円に対し、支出済額は12億 2,710万 8,319円で、執行率は92.9%でございます。

225ページ以降の説明は省略をさせていただきます、認第10号の説明を終わります。

次に、議第85号 平成18年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

赤スタンプ5番、補正予算書の48ページをお開きください。

今回の補正につきましては、医療費の大幅な増加、保険税の大幅な落ち込みに伴います予算措置をお願いするものでございます。

第1条では、歳入歳出それぞれ1億4,792万円を追加し、予算の総額をそれぞれ22億9,016万9,000円とするものでございます。

52ページをお開きください。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の表の歳出により、歳入もあわせて説明をいたします。

歳出の1款 総務費に112万8,000円を増額し、補正後の額を5,355万4,000円とするもので、その内容は、職員の異動による人件費の増額でございます。財源内訳としましては、すべてその他財源で、一般会計からの繰入金でございます。

2款 保険給付費に1億7,502万6,000円を増額し、補正後の額を14億7,745万4,000円とするもので、その内容は、医療費の増加が見込まれるために療養給付費を増額するものでございます。財源内訳といたしましては、保険税で2,368万2,000円を減額し、国・県支出金5,498万4,000円の増額、療養給付費交付金で7,397万5,000円の増額。その他6,974万9,000円の増額は、財政調整基金からの繰入金でございます。

3款 老人保健拠出金に1,570万1,000円を減額し、補正後の額を3億9,943万4,000円とするもので、この内容は、今年度の拠出金の額が確定したことによります減額でございます。財源内訳は、保険税で1,369万3,000円の減額、国・県支出金200万8,000円を減額するものでございます。

4款 介護納付金に1,296万5,000円を減額し、補正後の額を1億4,750万4,000円とするもので、この内容につきましては、今年度の納付金の額が確定したことによります減額であります。財源内訳といたしましては、保険税233万円の減額、国・県支出金221万7,000円を増額、その他1,285万2,000円を減額するものでございます。

6款の保健事業費に43万2,000円を増額し、補正後の額を1,664万1,000円とするもので、その内容は、人間ドック受診者の増加を見込んだものでございます。財源内訳につきましては、すべてその他で、財政調整基金からの繰入金でございます。

53ページ以降の説明は省略をさせていただきます。議第85号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第89号 平成18年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

赤スタンプ5番の補正予算書90ページをお願いいたします。

今回補正をお願いいたしますのは、人件費の増額が主なものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれに516万5,000円を増額し、補正後の総額をそれぞれ14億284万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の表により、歳入もあわせて説明をいたしますので、92ページをお開きください。

歳出の1款 総務費に514万9,000円を追加し、補正後の額を5,024万6,000円とするもので、この内容は、職員増員に伴います人件費の増額でございます。財源は、その他財源で、

すべて一般会計からの繰入金でございます。

3款 財政安定化基金拠出金に1万6,000円を追加し、補正後の額を142万9,000円とするもので、この内容は、財政安定化基金拠出金の確定に伴うものでございます。財源は、保険料でございます。

合計欄で、補正前の額に516万5,000円を追加して、補正後の総額を14億284万1,000円とするものでございます。

93ページ以降の説明は省略をさせていただきます、議第89号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第95号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

赤スタンプ1番の議案集の14ページと、赤スタンプ6番、条例制定・改正の概要の16ページをお開きください。

今回の改正の内容は、健康保険法等の一部改正に伴います特定療養費の名称変更と、入院時生活療養費が設けられたことに伴う改正でございます。

第4条第1項中「特定療養費の支給」を「保険外併用療養費の支給」に、「入院時食事療養費に係る標準負担額」を「入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養に係る生活療養標準負担額」に改めるため、字句を改正するものでございます。

附則において、公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上で議第95号の説明を終わります。

次に、議第98号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について御説明をいたします。

赤スタンプ1番、議案集の21ページと、赤スタンプ6番、条例制定・改正概要の39ページをお願いいたします。

この規約は、平成20年4月に後期高齢者医療制度が施行されるに当たり、その事務を処理するため、地方自治法第284条第3項及び高齢者の医療の確保に関する法律第48条の規定により規約を定め、岐阜県内42市町村が加入する岐阜県後期高齢者医療広域連合を平成19年2月1日から設置するため、議会の議決をお願いするものでございます。

第1条は、名称を定めるもので、「岐阜県後期高齢者医療広域連合」とするものでございます。

第2条では、岐阜県内の全市町村で組織し、第3条は、区域を岐阜県の区域と定めるものでございます。

第4条は、処理する事務について22ページにわたりまして定め、第5条は、広域計画に記載する事項について、第6条は、事務所の位置について定めるものでございます。

第7条から23ページの第10条までは、議会の組織、議員の選挙の方法、議員の任期、議長及び副議長の選挙などについて定めるものでございます。

第11条から24ページの第16条までは、執行機関の組織、選任の方法、任期、補助職員、選挙管理委員会と監査委員の設置などを定めるものでございます。

第17条は、関係市町村の負担金などの収入をもって経費に充てると定めるものでございます。

25ページの18条は、規則への委任を定めるものでございます。

附則第1項は、施行日を平成19年2月1日と定め、第2項から第7項は、経過措置を定めるものでございます。

26ページをお開きください。

別表第1につきましては、関係市町村において行う事務について、別表第2は、関係市町村の負担金の積算基礎について定めるものでございます。

以上で議第98号の説明を終わります。

次に、議第99号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の変更に関する協議について御説明をいたします。

赤スタンプ1番、議案集の27ページと、赤スタンプ6番、条例制定・改正概要の41ページをお願いいたします。

改正の内容につきましては、地方自治法の一部改正によりまして、助役にかえて副市長を置き、収入役を廃止して会計管理者を置くとされ、吏員の区分を廃止し、一律に職員とすることに伴う規約の変更を、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、本組合構成地方公共団体の議会の議決をお願いするものでございます。

第5条第2項第1号中「吏員」を「職員」に、第7条第1項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第2項中「助役」を「副市長」に、「収入役」を「会計管理者」に改めるとあるのは、字句を改正するものでございます。

「第170条第6項」を「第170条第3項」に改めるとありますのは、第6項が削除され、第3項に、会計管理者に事故があった場合において、必要があるときは、その事務を職員に代理させることができる規定を設けたことにより、条項番号を改めるものでございます。

附則第1項は、施行日を平成19年4月1日と定め、第2項は、経過措置を定めたものでございます。

以上で議第99号の説明を終わります。御審査のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（児山廣茂君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時22分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

認第7号、認第8号、認第9号、議第86号、議第87号、議第88号、議第91号の7案件について、経済建設部長 福井昭次君。

○経済建設部長（福井昭次君） それでは、認第7号 平成17年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

お手元の赤のスタンプ3番の主要な施策の成果等説明書の135ページをお開きください。

初めに、簡易水道事業の概要について御説明いたします。

平成17年度の実績は、給水人口は 6,155人、給水栓は 2,107栓、年間給水量は58万 7,069立方メートルで、有収率は 75.33%でありました。建設事業では、配水管布設工事、洲原簡易水道災害復旧事業を施行いたしました。

それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げますので、赤のスタンプ2番の決算書の186ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は1億 2,435万 8,366円、歳出総額は1億 2,431万 7,116円で、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに4万 1,250円となりました。174ページをお開きください。

歳入歳出決算書、歳入の収入済額について御説明いたします。

歳入の第1款 使用料及び手数料 8,450万 5,660円は、使用料と督促手数料でございます。

第2款 工事費収入は、受託工事の申し込みはございませんでした。

第3款 負担金59万 1,150円は、新規加入者の受益者負担金でございます。

第4款 国庫支出金79万 3,000円は、洲原簡易水道施設災害復旧補助金でございます。

第5款 繰入金 3,674万 5,000円は、全額一般会計からの繰入金でございます。

第6款 繰越金の13万 1,224円は、前年度からの繰越金でございます。

第7款 諸収入 159万 2,332円は、洲原と牧谷の両水源地の落雷による流量計の故障に伴う保険金などでございます。

歳入合計は1億 2,435万 8,366円でございます。

次の176ページをお開きください。

歳出の支出済額について御説明申し上げます。

歳出の第1款第1項 総務費 2,280万 1,484円は、人件費などのほか、電算処理委託料などの事務経費でございます。第2項 管理費 2,018万 3,432円は、各水源地の電気料、施設の修繕料、配水管布設がえ工事費及び洲原簡水災害復旧工事などでございます。

第2款 公債費 8,133万 2,200円は、簡易水道事業債の元利償還金でございます。

第3款 予備費の支出はございません。

歳出合計は1億 2,431万 7,116円でございます。

177ページ以降の説明は省略させていただきますので、認第7号の説明を終わります。

次に、認第8号 平成17年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

赤のスタンプ3番の主要な施策の成果等説明書の137ページをお開きください。

初めに、農業集落排水事業の概要について御説明いたします。

農業集落排水は6地区で供用開始しており、そのうち富野地区は関市の処理区へ排水をしております。平成17年度末現在の接続状況につきましては、6地区合計の接続人口は2,755人で、水洗化率は64%でございます。乙狩地区につきましては、計画戸数122戸、計画人口470人で、平成16年度に事業採択を受けて事業に着手し、平成17年度は管路布設工事や処理

場用地の取得をいたしました。供用開始は平成20年度末を予定しております。

それでは、決算の内容について御説明申し上げますので、赤のスタンプ2番の決算書の202ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は2億9,392万8,935円、歳出総額は2億9,388万5,852円、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに4万3,083円となりました。

188ページをお開きください。

歳入歳出決算書の歳入の収入済額について御説明いたします。

第1款 分担金及び負担金 840万2,500円は、乙狩地区及び新規加入者の分担金でございます。

第2款 使用料及び手数料 4,208万7,820円は、農業集落排水使用料等でございます。

第3款 県支出金 4,653万7,000円は、乙狩地区の整備事業に係る県補助金でございます。

第4款 財産収入 3万4,441円は、減債基金利子でございます。

第5款 繰入金 1億5,423万円は、一般会計繰入金及び減債基金繰入金でございます。

第6款 繰越金の6万2,614円は、前年度からの繰越金でございます。

第7款 諸収入 57万4,560円は、ポンプ場機器落雷被害に係る損害保険金でございます。

第8款 市債 4,200万円は、乙狩地区整備事業に係る地方債でございます。

次の190ページをお開きください。

歳入合計は2億9,392万8,935円となりました。

次の192ページをお開きください。

歳出の支出済額について御説明申し上げます。

歳出の第1款 農業集落排水事業費 1億8,839万3,061円は、施設維持管理費、乙狩地区整備事業費、事務経費、職員給与費等でございます。

第2款 公債費 1億549万2,791円は、地方債の元利償還金でございます。

歳出の合計は2億9,388万5,852円となりました。

193ページ以降の説明は省略させていただきます。認第8号の説明を終わります。

次に、認第9号 平成17年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

赤スタンプ3番の主要な施策の成果等説明書の139ページをお開きください。

初めに、公共下水道事業の概要について御説明いたします。

平成17年度は、長良川左岸処理区で2.9キロメートル、長瀬処理区で0.81キロメートルの管渠整備を行い、3処理区全体の管渠整備率は94.1%に達しました。17年度末現在の接続状況につきましては、右岸及び左岸処理区の接続人口は8,906人で、水洗化率は56.3%でございます。長瀬処理区につきましては、平成20年の通水開始を予定し、日本下水道事業団へ委託して、浄化センターの詳細設計及び建築・土木工事を行いました。また、左岸浄化センターは、水処理施設の機械・電気設備の増設工事を行いました。

それでは、決算の内容につきまして御説明を申し上げますので、赤スタンプ2番の決算書

の 218ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は12億 5,006万 2,566円、歳出総額は12億 4,995万 3,158円、歳入歳出差引額及び実質収支はともに10万 9,408円となりました。

204ページをお開きください。

歳入歳出決算書の歳入の収入済額について御説明いたします。

歳入の第1款 分担金及び負担金 6,560万 1,000円は、供用開始区域内の受益者負担金でございます。

第2款 使用料及び手数料 1億 5,156万 8,560円は、下水道使用料等でございます。

第3款 国庫支出金 2億 8,354万 1,798円は、管渠整備事業及び浄化センター建設事業に係る国庫補助金でございます。

第5款 財産収入 8万 5,774円は、基金利子でございます。

第6款 繰入金 5億 308万 8,000円は、一般会計繰入金及び基金繰入金でございます。

第7款 繰越金 5万 4,885円は、前年度からの繰越金でございます。

第8款 諸収入 92万 2,549円は、左岸処理区雨水排水ポンプ設備維持管理費負担金収入等でございます。

次の 206ページをお開きください。

第9款 市債 2億 4,520万円は、管渠整備事業及び浄化センター建設事業に係る地方債でございます。

歳入合計は12億 5,006万 2,566円となりました。

次の 208ページをお開きください。

歳出の支出済額について御説明申し上げます。

第1款 総務費 2,255万 6,251円は、事務管理経費等でございます。

第2款 下水道事業費 6億 9,104万 319円は、施設維持管理経費、管渠整備事業費、浄化センター建設事業費、職員給与費等でございます。なお、翌年度繰越額の 5,400万円は、長瀬浄化センター建設工事委託料 1億 250万円のうち 5,400万円を翌年度へ繰り越しいたしました。

第3款 公債費 5億 3,635万 6,588円は、地方債の元利償還金でございます。

歳出合計は12億 4,995万 3,158円となりました。

209ページ以降の説明は省略させていただきます、認第9号の説明を終わります。

次に、議第86号 平成18年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤のスタンプ5番の補正予算書の62ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、職員の異動による人件費の減額、各種設備の修繕料の増額と、消費税の確定に伴う増額をお願いするものでございます。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ18万 4,000円を減額し、予算の総額を1億 2,325万 1,000円とするもので、補正をいたします款項ごとの金額は、次のページの第1表

のとおりでございます。

次の64ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて説明をいたします。

歳出の第1款 簡易水道費に18万 4,000円を減額し、補正後の額を 3,897万円とするもので、その内容は、職員の異動による人件費 138万 4,000円の減額と、各種設備修繕料73万 7,000円の増額、消費税額の確定による消費税及び地方消費税中間納付額不足分46万 3,000円の増額をお願いするものでございます。財源は、使用料及び手数料22万 1,000円の減額と、繰越金3万 7,000円でございます。

第2款 公債費は、財源の変更でございます。

65ページ以降の説明は省略させていただきます、議第86号の説明を終わります。

次に、議第87号 平成18年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

赤スタンプ5番の補正予算書の70ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、施設維持管理費、公債費利子及び職員給与費等の調整を行うものでございます。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ70万 3,000円を追加して、予算の総額を3億 5,367万 1,000円とするもので、補正をいたします款項ごとの金額は、次のページの第1表のとおりでございます。

72ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明いたします。

歳出の第1款 農業集落排水事業費に 144万円を増額し、補正後の額を2億 4,269万 5,000円とするもので、その内容は、施設修繕料の増額、職員給与費の調整等によるものでございます。

第2款 公債費に73万 7,000円を減額し、補正後の額を1億 1,097万 6,000円とするもので、その内容は、平成17年度市債借り入れ分の利率確定に伴い、利子を減額するものでございます。財源は、一般会計からの繰越金66万 1,000円。その他の4万 2,000円は、前年度からの繰越金でございます。

73ページ以降の説明は省略させていただきます、議第87号の説明を終わります。

次に、議第88号 平成18年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

赤スタンプ5番の補正予算書の78ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、平成17年度分消費税納付額の確定、施設維持管理経費の増額、長瀬浄化センター建設工事委託料の増額並びに職員給与費の調整などを行うものでございます。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,905万 3,000円を追加し、予算の総額を18億 1,779万 1,000円とするもので、補正をいたします款項の金額は、次のページの第1表のと

おりでございます。

第2条は、地方債の限度額を定めるものであり、長瀬浄化センター建設工事委託追加及び下水道繰出金に係る地方財政措置制度の変更に係る市債発行に伴いまして、81ページの「第2表地方債補正」のとおり、限度額を6億2,100万円に増額変更するものでございます。

82ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明いたします。

歳出の第1款 総務費に312万6,000円を増額し、補正後の額を4,096万6,000円とするもので、その内容は、平成17年度分消費税納付額の確定及び受益者負担金納付報奨金等の増額等でございます。

第2款 下水道事業費に1,592万7,000円を増額し、補正後の額を12億3,516万3,000円とするもので、その内容は、長良川左岸浄化センター増設工事の完成に伴う処理場管理経費の増額、長瀬浄化センター建設工事委託の追加並びに職員給与費の調整等を行うものでございます。財源は、地方債が3,650万円。その他の920万3,000円は、受益者負担金及び前年度からの繰越金で、繰入金は、一般会計からの繰入金を2,665万円減額するものでございます。

83ページ以降の説明は省略させていただきます。議第88号の説明を終わります。

次に、議第91号 平成18年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

赤のスタンプ5番の補正予算書の112ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、職員の異動による人件費の減額をお願いするものでございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算の第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正をお願いするものでございます。

支出の第1款 水道事業費用の既決予定額から69万円を減額して、計を3億2,298万1,000円とするものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用できない経費の額について、職員給与費の既決予定額に69万円を減額して、計を4,794万8,000円に改めるものでございます。

113ページ以降の説明は省略させていただきます。議第91号の説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（児山廣茂君） 次に議第84号、議第92号、議第97号、議第100号、議第101号の5案件について、総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、議第84号 平成18年度美濃市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

ナンバー5の補正予算書2ページをお開きください。

一般会計の補正予算の第1条は、予算の総額から歳入歳出それぞれ171万6,000円を減額して、補正後の予算総額を98億5,922万4,000円とするものでございます。補正をいたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、3ページからの「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正、第3条は、地方債の補正でございます。

8ページをお開きください。

債務負担行為の補正につきましては、スクールバス運行管理業務委託を追加するものでございます。

地方債の補正につきましては、県営道路改良事業負担事業を追加するとともに、留守家庭児童教室整備事業等の起債の限度額をそれぞれ変更するものでございます。

次に、補正の内容につきまして御説明いたしますので、10ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

1款 議会費は102万6,000円を減額して、補正後の額を1億3,943万3,000円とするものでございます。これは人件費の減額で、一般財源を減額するものでございます。

2款 総務費は3,905万2,000円を減額して、補正後の額を15億5,721万6,000円とするものでございます。これは人件費の減額と地域イントラネット構築等の増額で、この財源は、県支出金を8,000円増額し、一般財源を3,906万円減額するものでございます。

3款 民生費は413万8,000円を追加して、補正後の額を20億3,027万8,000円とするもので、これは人件費等の減額と、福祉医療費助成費、後期高齢者医療広域連合負担金、介護保険特別会計負担金、留守家庭児童教室運営経費、保育所運営経費の増額及び障害者自立支援事業費等の増減でございます。この財源は、中有知財産区からの繰入金800万円及び入所児童負担金723万6,000円のその他財源1,523万6,000円を増額し、国・県支出金52万2,000円、地方債800万円及び一般財源を257万6,000円減額するものでございます。

4款 衛生費は509万2,000円を減額して、補正後の額を9億405万3,000円とするもので、これは人件費の減額と、健康診査経費等の増額でございます。この財源は、健診料等のその他財源を24万8,000円増額し、一般財源534万円を減額するものでございます。

6款 農林水産業費は43万9,000円を追加して、補正後の額を3億556万6,000円とするもので、これは人件費を減額し、基盤整備促進事業負担金等を増額するものでございます。この財源は、県支出金を6万2,000円減額し、その他財源1万1,000円と一般財源49万円を増額するものでございます。

7款 商工費は1,054万9,000円を追加して、補正後の額を7億6,520万9,000円とするもので、これは人件費、図書館駐車場舗装工事費、中小企業ものづくり総合支援事業補助金等の増額でございます。この財源は、県支出金を30万円減額し、紙業振興基金繰入金101万円と一般財源983万9,000円を増額するものでございます。

8款 土木費は 3,421万 8,000円を追加して、補正後の額を14億 3,126万 8,000円とするもので、これはツアー・オブ・ジャパン関連道路舗装費、美濃1号線・曾代中央線交通安全施設整備費、県営道路改良負担金等を増額し、下水道特別会計繰入金等を減額するものでございます。この財源は、国庫支出金 522万 5,000円、市債 720万円、一般財源 2,179万 3,000円を増額するものでございます。

9款 消防費は 394万 6,000円を追加して、補正後の額を4億 1,947万 4,000円とするもので、これは消防団員用雨がっぱ購入経費等でございます。この財源は、堀端幸和さんからの寄附金50万円と、市債 130万円、一般財源 214万 6,000円でございます。

10款 教育費は 983万 6,000円を減額して、補正後の額を10億 3,552万 8,000円とするもので、これは人件費等を減額し、大矢田グラウンド整備費、社会教育施設管理経費等を増額するものでございます。この財源は、美濃ライオンズクラブからの寄附金 200万円、大矢田財産区からの繰入金 384万 3,000円等その他財源 586万 3,000円を増額し、県支出金 3万 9,000円、一般財源 1,566万円を減額するものでございます。

11款 災害復旧費は、節の予算の組み替えでございます。

以上、今回の補正は 171万 6,000円の減額で、その財源内訳は、国・県支出金 431万円、市債50万円及びその他財源 2,286万 8,000円を増額し、一般財源を 2,939万 4,000円減額するものでございます。一般財源は、財政調整基金繰入金 5,000万円、臨時財政対策債 270万円を減額し、繰越金 1,660万 6,000円、減税補てん債 670万円を増額するものでございます。

11ページ以降につきましては説明を省略させていただきます、以上で議第84号の説明を終わります。

次に、議第92号 地方自治法の一部改正に伴う美濃市関係条例の整備に関する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案集の9ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

地方自治法の一部を改正する法律が本年5月31日に成立し、本年6月7日に公布されました。この法律では、地方公共団体の自主性、自律性の拡大等の措置を講ずるため、助役制度及び収入役制度の見直しや吏員制度の廃止等についての改正がなされております。

助役制度の見直しにつきましては、市町村の助役にかえて副市長村長を置くこととされ、その職務は、長の命を受けて、政策及び企画をつかさどること等とされております。収入役制度の見直しにつきましては、収入役を廃止し、会計管理者を置くものとされ、会計管理者は、普通地方公共団体の会計事務をつかさどることとされております。また、吏員制度の廃止につきましては、吏員とその他の職員の区分及び事務吏員と技術吏員の区分を廃止するものとされました。

それでは、条例の内容について説明をいたします。

第1条は、第1号の美濃市職員等の旅費に関する条例から、第8号の美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例までの8条例中の「助役」を「副市長」に改めるものでございます。

第2条は、美濃市病院事業の設置等に関する条例中の「助役」を「会計管理者」に、第3条は、美濃市税条例中の「市吏員」を「市職員」に、第4条は、美濃市役所出張所設置条例中の「事務吏員」を「職員」にそれぞれ改めるものでございます。

第5条は、収入役事務兼掌条例を廃止するものでございます。

附則では、この条例の施行期日を平成19年4月1日といたしております。

以上で議第92号の説明を終わります。

次に、議第97号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案集の16ページ、議案説明資料20ページをお開きください。

この条例は、非常勤消防団員及び消防作業従事者等の公務による死亡、負傷等の損害補償を的確に行うことを目的として定められておりますが、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令が本年9月26日に公布・施行されました。このため、この条例の一部を改正するものでございます。

非常勤消防団員等の傷病補償年金に係る傷病等級ごとの障害、障害補償に係る障害等級ごとの障害及び介護補償に係る障害等につきましては、従前、政令で定められておりましたが、今回、総務省令で定められることとされました。消防組織法では、市は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより損害を補償するとされておりますので、条例で定めておりました障害の程度等の項目を削り、規則で定めるものとしたために改正するものでございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

5条2項、6条、8条は、字句の訂正でございます。

8条の2は、別表第2を削除することとしたことに伴い、傷病補償の障害の程度を規則で定めることとしたことと、傷病補償年金の支給についての条文整理をしたこと及び条項番号の変更でございます。

9条1項から4項までは、別表第3を削除することとしたことに伴い、障害補償の障害の程度を規則で定めることとしたこと、障害補償年金及び障害補償一時金の支給についての条文整理をしたこと、条項番号を変更したこと及び字句の訂正でございます。

9条の2第1項及び2項は、別表第4を削除することとしたことに伴い、介護補償の介護の程度及びその額を規則で定めることとしたことと、介護補償の支給について条文整理をしたものでございます。

11条から16条の2までは、障害の程度を規則で定めることとしたことに伴い、字句を「特定障害状態」に改めるものでございます。

18条、18条の2、附則3条の3及び附則3条の4は、字句の訂正でございます。

附則では、施行期日及び経過措置を定めております。

以上で議第97号の説明を終わります。

次に、議第100号 中濃地域広域行政事務組合規約の変更に関する協議について御説明申

し上げます。

議案集29ページ、説明資料43ページをお開きください。

この議案は、このほどの地方自治法の一部改正に伴う組合の規約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

規約の改正の内容は、第5条第2号の組合議会の議員を「関係市の副市長（関市にあっては、第1副市長）」に改め、組合の執行機関の組織を規定した第6条第1項中の「収入役」を「会計管理者」に、第2項中の「収入役は関市の収入役の事務を兼掌する助役」を「会計管理者は関市会計管理者」に改めるものでございます。

附則では、施行日を平成19年4月1日からと定めております。

以上で議第100号の説明を終わります。

次に、議第101号 中濃消防組合規約の変更に関する協議について御説明申し上げます。

議案集30ページ、説明資料45ページをお開きください。

この議案につきましても、地方自治法の一部改正に伴う組合の規約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

規約の改正は、第5条第2項第3号の組合議会の議員を「関係市の副市長（関市にあっては、第1副市長）」に改め、組合の執行機関の組織を規定した第6条第1項中の「収入役」を「会計管理者」に、第7条3項を「会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者をもって充てる」に改めるものでございます。

附則では、施行日を平成19年4月1日からと定めております。

以上で議第101号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（兎山廣茂君） 次に議第90号について、美濃病院参事兼事務局長 岩原泰君。

○美濃病院参事兼事務局長（岩原 泰君） それでは、議第90号 平成18年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプナンバー5、補正予算書の98ページをお開きください。

今回の補正は、病院で処方する医薬品の院外処方への移行に伴う病院敷地の売却収入を計上いたしますほか、職員の異動等に伴う人件費を減額するものであります。

第1条は、総則でございませう。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であります。

収入の第1款 病院事業収益の既決予定額に 468万 3,000円を追加し、23億 6,958万 3,000円にするもので、これは第3項 特別利益として、院外処方への移行に伴う病院敷地の売却益を計上するものであります。

支出では、第1款 病院事業費用の既決予定額から 5,606万 1,000円を減額し、26億 3,075万 9,000円とし、その内訳では、第1項 医業費用の既決予定額から 5,706万 1,000円を減額し、25億 4,892万 4,000円に、また第2項 医業外費用の既決予定額に 100万円を増額し 7,783万 5,000円にするものであります。第1項の医業費用の 5,706万 1,000円の減額は、すべて人件費の調整であります。第2項の医業外費用 100万円の増額は、病院敷地売却

却に伴う測量費等の諸経費を予算化するものであります。

第3条は、資本的収入の予定額の補正であります。

第1款 資本的収入の既決予定額に2,039万7,000円を増額し、1億9,272万4,000円にするもので、その内訳は、第2項 固定資産売却代金として、院外処方移行に伴う売却用地の原価、すなわち資産台帳価格を計上するものであります。また、この資本的収入の補正に伴い、資本的支出に対して資本的収入が不足する額が変更になることから、予算第4条本文括弧書きを3条のとおり改めるものであります。

第4条は、当初予算第6条、これは議会の議決を経なければ流用することができない経費を定める条文であります。その条文中の職員給与費の額を今回の収益的支出の予定額の補正に合わせ改めるものであります。

100ページ以降は説明を省略いたしまして、以上で議第90号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（児山廣茂君） 次に議第93号、議第94号の2案件について、秘書課長 梅村健君。

○秘書課長（梅村 健君） それでは、議第93号 美濃市副市長定数条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の11ページをお開きください。赤スタンプ6番、条例の制定・改正の概要の11ページもよろしくお願いをいたします。

地方自治法第161条第1項及び同条第2項の改正によりまして、助役にかえ副市長を置き、その定数は条例で定めることとなりましたので、副市長の定数を1人とする条例を制定するものでございます。

附則は、施行日を定めるものでございます。

以上で議第93号についての説明を終わります。

次に、議第94号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の12ページをお開きください。また、赤スタンプ4番、条例の制定・改正の概要の12ページを御参照ください。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律、国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行によりまして、通勤の範囲の改定及び地方公務員災害補償法において用いられる「監獄」という用語が「刑事施設」と改められましたことによりまして条例の改正でございます。

第2条の2の改正は、通勤につきまして、住居と勤務場所との往復のほかに、一の勤務地から他の勤務地への移動、就業場所から勤務地への移動、住居間の移動を加える改正で、第8条では「監獄」を「刑事施設」に改め、第9条、第12条、附則第2条の3、附則第2条の4、別表2の改正は、「等級」を「障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」にそれぞれ改めるものでございます。

附則は、第1条で施行期日を、第2条で経過措置を定めております。

以上で議第94号についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（児山廣茂君） 次に議第96号について、経済建設部参事兼産業課長 村井純生君。

○経済建設部参事兼産業課長（村井純生君） それでは、議第96号 美濃市中山間地域農村活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集15ページをごらんください。また、議案説明資料、赤スタンプ6の18ページ及び19ページを御参照ください。

今回の条例改正は、和紙の里わくわくファームの施設に、新たに産直ハウスとサイクルステーションの二つの施設を設置することに伴う改正であります。

美濃市中山間地域農村活性化施設の設置及び管理に関する条例第2条第2項に、第4号の産直ハウスと、第5号のサイクルステーションを追加する改正をお願いするものであります。

附則は、公布期日の規定であります。

以上で議第96号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（児山廣茂君） 以上で26案件の説明は終わりました。

第29 議第 102号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（児山廣茂君） 次に日程第29、議第 102号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第 102号について、市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 議第 102号 人権擁護委員の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の31ページをごらんください。

国民に保障されております基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るために、人権擁護委員制度が設けられており、本市には法務大臣から委嘱された5名の委員がお見えてございます。このうち、平成19年3月31日をもって任期が満了となります西部晋司さんの後任について、岐阜地方法務局長から委員の推薦依頼がございました。

後任につきましては、西部晋司さんを引き続き推進いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見を承るものでございます。

西部さんは、住所が美濃市2262番地、年齢は昭和14年9月23日生まれの67歳で、昭和38年に美濃市職員として奉職され、平成7年から11年まで収入役をお務めになるなど、市の要職を歴任され、現在は美濃商工会議所に勤務されております。西部さんは、平成13年4月から人権擁護委員として御活躍いただいております。広く社会の実情に精通され、地域住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任であると考え、人権擁護委員の候補者として推薦いたしたいと存じますので、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもって提案説明とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午後0時11分

再開 午後0時11分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件につ
いては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

議第 102号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第 102号は原案のとおり可決いた
しました。

これより昼食のため休憩いたします。午後 1 時から会議を開きます。

休憩 午後0時12分

再開 午後1時00分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

〔追加議案配付〕

○議長（児山廣茂君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第
103号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、議第 103号を日程に追加し、
直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第 103号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（児山廣茂君） 職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第 103号について、総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、ただいま上程いただきました議第 103号 請負契約の締結について御説明申し上げます。

地域交流センター（道の駅）建設工事の請負契約につきましては、本年11月22日付をもって仮契約を締結いたしました。つきましては、美濃市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

それでは、契約の内容について御説明させていただきます。

契約の目的は、地域交流センター（道の駅）建設工事でございます。

契約の方法は、随意契約でございます。この工事につきましては、2 度にわたって競争入札を実施いたしました。いずれも不調に終わったため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないときの規定により、随意契約を行ったものでございます。

契約金額は 3 億 5,280 万円です。

契約の相手方は、西村・市原・小椋・高瀬・松森特定建設工事共同企業体です。代表構成員は、美濃市片知2716番地、株式会社西村工建 代表取締役 加藤公由。構成員は、美濃市前野 180 番地、株式会社市原建設 代表取締役 市原忠彦、美濃市3178番地、小椋工業株式会社 代表取締役社長 小椋芝一、美濃市松森1034番地 4、高瀬建設株式会社 代表取締役 高瀬寿一及び美濃市松森 785 番地、松森建設工業株式会社 代表取締役 石原英則でございます。

以上で議第 103号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（児山廣茂君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時04分

再開 午後 1 時05分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（児山廣茂君） 17番 塚田歳春君。

○17番（塚田歳春君） ただいま上程されました議第 103号 請負契約の締結について、質疑を行います。

ちまたのうわさによりますと、契約の相手方から今回もまた請負を辞退したいとの意思が伝えられたと言われておりますが、そのような事実が本当にあったのかどうか、お尋ねをいたします。

また、業者の申し出を市が受け入れず、拒否をしたという事実はなかったのかということも、あわせてお尋ねをいたします。以上であります。

○議長（児山廣茂君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） ただいまの御質疑にお答えをいたします。

特定の事業者にかかわることでございますので、お答えを差し控えさせていただきます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（児山廣茂君） 17番 塚田歳春君。

○17番（塚田歳春君） 再度質問いたします。

特定の個人の名前ということでなしに、そういう事実があったかどうかということをお聞きしておりますので、はっきりその点は明快に答弁をしていただきたいと思います。

○議長（児山廣茂君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） 再度お答えします。

ただいま申し上げたとおりでございます。

○議長（児山廣茂君） ほかに質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） ただいま異議ありとの発言がありましたので、委員会付託を省略することについて採決いたします。

委員会付託を省略することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手多数であります。よって、委員会付託は省略することに可決されました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（児山廣茂君） 18番 西部和子君。

○18番（西部和子君） ただいま上程になりました議第103号 請負契約の締結について反対でありますので、日本共産党議員を代表して、以下その理由を述べます。

御承知のように、この請負契約は、美濃市政史上、過去に例のないような入札参加業者の

2回にわたる入札辞退という過程を経て、このたびの運びとなりました。このような事態となった真の原因は定かではありませんが、市民の皆さんは市当局の対応を注目して見守っておられたと思います。ところが、その結果は、最初の入札で市が示す予定価格では請け負えないと辞退した市内業者7社のうちの5社による共同企業体との随意契約で契約を成立させたというものでした。

市は、入札が不調になってから、入札の予定価格について適正かどうか検討を行い、価格は適正であると判断して、変更せず、入札方法を模索してきたわけです。それにもかかわらず、予定価格は低過ぎると辞退した業者と随意契約を結んだという事態は、余りに不自然としか言いようがありません。予定価格に自信があるわけですから、本来ならその価格の範囲内で適正に競争ができる業者に呼びかけて契約の成立を図る努力をすべきだったのではないのでしょうか。そういう過程もなく、わずか2ヵ月足らずの間に辞退業者と契約を交わすということは、公正な方法による契約の相手方の選任とは言いがたいと思います。

また、今回の一連の経過について市民の皆さんに十分な説明が行われたとは、これもまた言いがたいと思います。先般の市議会全員協議会での様子は、そのことを如実に物語っていると思います。全協の席上、経過の説明を求めた私に、議会の介入になると拒否した市長の態度は、独善のそしりを免れませんし、こういう態度こそが憶測を生む原因になるのではないのでしょうか。さらに市長は、介入になるので自分としても指名審査委員会の内容は聞いていないという趣旨の発言もしておられますけれども、発注者の市民の皆さんに成りかわって施主を務める市長は、事のでんまつを把握して市民の皆さんに説明する責任があります。責任回避とも言える市長の態度は、事の重大さの理解が希薄であると私は思います。

また、今の質疑の模様などからもわかりますように、本来この問題は委員会付託をして十分審議が行われるべき問題だと思いますけれども、委員会付託を省略して先議する議会運営にも納得ができるものではありません。

以上申し上げて、討論といたします。

○議長（児山廣茂君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

議第103号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手多数であります。よって、議第103号は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、明日から12月12日までの11日間休会いたしたいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、あすから12月12日までの11日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑については12月8日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（児山廣茂君） 本日はこれをもって散会いたします。

12月13日は午前10時から会議を開きます。当日の日程は追って配付いたします。

お知らせいたします。1時25分から全員協議会を開催しますので、合同委員会室にお集まりください。

本日は御苦労さまでございました。

散会 午後1時15分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成18年12月1日

美濃市議会議長 児 山 廣 茂

署 名 議 員 佐 藤 好 夫

署 名 議 員 武 井 牧 男

議 事 日 程 (第 2 号)

平成18年12月13日 (水曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認 第 3 号 平成17年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認 第 4 号 平成17年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認 第 5 号 平成17年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認 第 6 号 平成17年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認 第 7 号 平成17年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認 第 8 号 平成17年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認 第 9 号 平成17年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認 第 10 号 平成17年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議 第 84 号 平成18年度美濃市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第11 議 第 85 号 平成18年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第12 議 第 86 号 平成18年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第13 議 第 87 号 平成18年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第14 議 第 88 号 平成18年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第15 議 第 89 号 平成18年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第16 議 第 90 号 平成18年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第17 議 第 91 号 平成18年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第18 議 第 92 号 地方自治法の一部改正に伴う美濃市関係条例の整備に関する条例について
- 第19 議 第 93 号 美濃市副市長定数条例について
- 第20 議 第 94 号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第21 議 第 95 号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第22 議 第 96 号 美濃市中山間地域農村活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第23 議 第 97 号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第24 議 第 98 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 第25 議 第 99 号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合同規約の変更に関する協議について
- 第26 議 第 100 号 中濃地域広域行政事務組合同規約の変更に関する協議について
- 第27 議 第 101 号 中濃消防組合同規約の変更に関する協議について
- 第28 質疑及び市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第1から第28までの各事件

(追加日程)

議第104号 附帯控訴について

出席議員（17名）

1 番	太田照彦君	2 番	森福子君
3 番	山口育男君	4 番	佐藤好夫君
5 番	武井牧男君	6 番	市原鶴枝君
7 番	古田勇夫君	8 番	古田信雄君
9 番	岩原輝夫君	10 番	平田雄三君
12 番	日比野豊君	13 番	児山廣茂君
14 番	加納喜代彦君	15 番	市原良英君
16 番	野倉和郎君	17 番	塚田歳春君
18 番	西部和子君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

説明のため出席した者

市長	石川道政君	助 役	太田松雄君
教育長	後藤正之君	総務部長	加納和喜君
総務部参事兼 総合政策課長	平林泉君	民生部長	渡辺兼雄君
経済建設部長	福井昭次君	経済建設部参 事兼産業課長	村井純生君
教育次長兼 教育総務課長	小椋茂樹君	総務課長	川野純君
生活・自然 環境課長	瀬瀬恒雄君	健康福祉課長	平野広夫君
観光課長	宮西嘉弘君	都市整備課長	丸茂勝君
学校教育課長	西部慎一君		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 吉 田 金 義
議会事務局
書 記 太 田 博 康

議会事務局
次 長 古 田 則 行

開議の宣告

○議長（児山廣茂君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（児山廣茂君） 先般配付いたしました議事日程（第1号）の日程番号に一部誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

日程番号「第21」を「第20」とし、第22から第30まで一つずつ繰り上げといたしますので、よろしくお願いをいたします。なお、訂正後の議事日程をお手元に配付してありますので、御確認ください。

○議長（児山廣茂君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（児山廣茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 市原鶴枝君、7番 古田勇夫君の両君を指名いたします。

第2 認第3号から第27 議第101号までと第28 質疑及び市政に対する一般質問

○議長（児山廣茂君） 日程第2、認第3号から日程第27、議第101号までの26案件を一括して議題といたします。

日程第28、質疑及び市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、16番 野倉和郎君。

○16番（野倉和郎君） おはようございます。

私は、発言通告に従いまして、2点について一般質問をさせていただきます。

1点目は、市の財政状況についてであります。

実質公債費比率の推移の見通しについて。

総務省は、自治体の財政実態をより正確にできる指標として、今年度から実質公債費比率を導入しました。この比率が18%以上になると、新たに市債を起こして借金するときには国や県の許可が必要となり、25%以上になると市債が許可されないこともあります。

県は、8月下旬に、各市町村の実質公債費比率を公表しました。これによりますと、県内では三つの自治体が18%以上であり、美濃市は4番目に高い16.5%でありました。18%以上となった三つの自治体は、病院や下水道、簡易水道などの特別会計への繰出金が多額に上り、比率を押し上げているようです。

美濃市においては、本年度も道の駅や下水などで多額の市債発行が予定されており、実質公債費比率は来年度以降も確実に上がると考えられます。今後、実質公債費比率がどのように

推移するのを見通しを立てておられると思いますが、来年度以降5年間ほどの実質公債費比率はどうか、見通しをお尋ねします。

2番目に、市の財政は危機的状況ではないか。

私は、市の財政に関して今まで再三再四質問をしており、ことしの3月議会でも、財政状況と持続可能な発展についてお尋ねをいたしました。私は、美濃市の財政状況は瀬戸際の状態で、ゆとりなど全くないと思っています。

17年度の経常収支比率は92.6%で、減税補てん債と臨時財政対策債を除くと、実に98.2%と驚くような数字になりました。このまま推移すれば、市民生活にとって必要な事業までもができなくなるおそれも出てきます。あれもこれもと手を広げて事業を進めてきたツケが、とうとう出てくるのではないのでしょうか。財政状況が悪い他の自治体もあるのだから、美濃市も悪くても仕方がないという説明は、通用しません。私は、市の財政は危機的状態にあると見ておりますが、市長はどのように認識されているのか、お伺いします。

3番目に、市民に財政の実態を明らかにし、すべての事業の見直しをする必要があるのではないか。

今年から第4次総合計画の後期基本計画がスタートしましたが、相変わらずあれもこれもとたくさんの事業を計画しており、厳しい財政と言っているのも口先だけのように感じます。人口1人当たりの地方債残高は、普通会計では41万円で、他の自治体と比べても多過ぎることはありませんが、すべての会計を合わせると125万円にもなります。これ以上市債という借金をふやさないためには、市民に対して財政の実態を明らかにするとともに、すべての事業を白紙から見直す必要があると思いますが、いかがですか、市長の見解をお伺いします。

2点目は、道の駅建設工事において、過去2回の入札が不調に終わった経過についてお尋ねします。

私は、道の駅建設には最初から反対をしておりますが、2度にわたり入札が不調となり、最終的に市内の5社による共同企業体と随意契約がされました。今年度の最重要事業である道の駅が、紆余曲折を経て、ようやく着工にこぎつけるという余りにも異常なことでありますので、あえて質問をいたします。

9月19日の入札では、九つの共同企業体のすべてが辞退してしまいました。その理由は予定価格が低過ぎることであったようですが、市が設計内容と積算を再検討したところ、価格は適正と判断したとお聞きしました。11月2日の再入札でも、指名を受けた16社の全社が辞退をしました。辞退の理由は、忙しくて技術者が確保できないなどであり、もっともらしい口実をつくったのではないかと思います。

いまだかつてないような異常事態ですが、市の説明と業者の言い分が食い違い、全く不可解としか言いようがありません。真相を解明しない限り、本来ならば随意契約ができるものではないと思います。福島県、和歌山県、宮崎県、福井県などで次々に談合疑惑が発覚し、県知事や職員が逮捕される事態にまで発展しております。清新な市政運営を唱えておられる石川市政ですから、このままもやもやしたまままで終わらせるお考えはないと思っております。

が、道の駅の過去2回入札不調の真相について、市として市民に対して責任を果たせる説明をお願いいたします。

以上、御答弁をお願いいたします。大変失礼いたしました。

○議長（児山廣茂君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

野倉議員の一般質問の1点目、市の財政状況についてお答えをいたします。

一つ目の実質公債費比率の推移の見通しについてでございますが、実質公債費比率は、平成18年度から地方債制度が許可制度から協議制度に移行したことに伴い、導入された新しい財政指標でございます。従来は普通会計の公債費のみを対象とした指標を用いてきましたが、公営企業の元利償還金への一般会計からの繰り出しや、一部事務組合への一般会計からの負担金などを加えて、実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を示すものでございます。実質公債費比率は過去3カ年平均の数値で示しますので、平成17年度の数値は、平成15年度から平成17年度までの平均値の16.4%という指標になります。この数値が18%以上になれば、地方債の発行に許可を要することになりますし、25%以上となれば、一般事業など一部の起債が制限を受けることとなります。

市債残高は、平成17年度末の一般会計が約99億3,200万円で、平成14年度以降4年連続で減少を続け、平成13年度末に比較し、約1億3,600万円の減額となっているところであります。一方、下水道事業の集中投資や美濃病院建設事業によりまして、公営企業の起債残高は平成13年度末に比較して約1.4倍の200億円となり、この増加に伴い、元利償還金に対する一般会計からの繰出金も増加をしております。

公営企業に対する繰出金は、美濃病院に関しては平成19年度をピークに減少していきませんが、下水道事業に関しては、いましばらく増加を続ける見込みであります。したがって、税収増と交付税減税により標準財政規模をどう見込むかによりますが、長瀬処理区が一段落する平成21年度ごろまでは実質公債費比率は上昇し、場合によっては18%をわずかに超すことも見込まれます。今後は、一般会計の市債発行抑制、下水道事業の延伸などにより、ガイドラインとなる18%を目安に、実質公債費比率の引き下げに留意をしまいたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に御質問の二つ目、市の財政は危機的状況ではないかについてお答えをいたします。

地方を取り巻く財政状況は、三位一体の改革、地方交付税制度改革により、非常に厳しい財政運営を余儀なくされております。特に地方交付税については国の歳出抑制基調によりまして年々減少しており、伸び悩む税収とあわせて、多くの自治体が悲鳴を上げている状況にあります。

本市も例外ではなく、例えば平成17年度決算では、平成16年度と比較して、地方税が約5,500万円伸びておりますものの、地方交付税が1億7,300万円、臨時財政対策債が9,000万円とそれぞれ減少し、まことに厳しい財政運営を強いられています。しかしながら、平成18年度施政方針でも申し上げましたように、市の予算編成においては、厳しい財政状況を認

識いたしまして、限られた財源の効果的、効率的な配分により、持続可能な健全財政を堅持することを基本の方針の一つとしております。行政改革を推進しながら、歳入を的確に見通し、歳入に見合った歳出予算を編成することをこれまでの原則としてまいりました。今後も、平成まちづくり改革の着実な推進により、行政運営のスリム化を図りながら、健全財政の堅持を図り、未来ある美濃市づくりに努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に御質問の三つ目、市民に財政の実態を明らかにして、すべての事業の見直しをする必要があるのではないかについてお答えをいたします。

市の財政状況については、毎年2回の公表が義務づけられておりますので、広報「みの」において毎年2月と8月に公表をしております。また平成16年度には、平成まちづくり改革において作成した平成25年までの財政計画を公表いたしました。

この財政計画につきましては、先ほど申し上げましたように、地方財政を取り巻く制度が毎年のように大きく変革しており、的確な予測が困難な状況にあります。平成19年度につきましても、税制度や地方交付税制度の改革が予定されており、特に新型交付税が導入される地方交付税制度改革は、総務省で試算を行っている段階でありまして、その詳細が現時点では明らかにされておられません。平成19年度の普通交付税算定期間までには制度が固まっておりますので、その段階で見直しを図り、公表を検討してまいります。

事業の選択につきましては、総合計画及び実施計画に基づき、歳入を的確に把握しながら、重点事業の絞り込みにより、限られた財源で効果的な施策展開を図っていく姿勢は今後も不変でございますので、よろしくお願いいたします。

なお、特別会計並びに企業会計における市債の残高については、当然のことながら、現在の市民の方に全部負担をしていただいてそれをやるということは不可能であります。大型事業につきましては、後年度20年、30年かかって今後の市民の皆さんにも負担をしていただくという制度でございまして、したがって、現在でございます200億円の市債は20年をもって完済できるという見通しで現在進めておりますので、御理解を賜りますようによろしくお願いたします。

○議長（児山廣茂君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） 御質問の2点目、道の駅建設工事において、過去2回の入札が不調に終わった経過についてお答えいたします。

地域交流センター（道の駅）建設工事の入札につきましては、公募型指名競争入札により、入札参加者に指名した9特定建設工事共同企業体による第1回入札執行を9月19日に予定いたしました。全業者辞退という結果になりました。その理由の大半が、公表した予定価格と見積もりが合わないとの理由でございました。価格積算を検証いたしました。適正と判断し、第1回入札と同じ予定価格、仕様で、県内に本支店等を有する16社の指名競争入札による第2回入札を11月2日に予定いたしました。技術者が配置できないなどの理由により、全業者辞退の結果となりました。

市といたしましては、これ以上競争入札に付しても応札者がいないものと判断し、地方自

治法施行令第 167条第 1 項第 8 号の競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないときの規定を適用して、随意契約にすることといたしました。

随意契約の相手方は、美濃市建設協力会の会員である 5 社による共同企業体とし、地元業界の共同企業体で信頼できる、地元業界の能力を結集することにより施工の確保ができる、事業施工に伴って能力が高まり地元業者の育成につながるなどの理由により、随意契約の相手方として適当と判断し、契約に至ったものでございます。以上でございます。

○議長（児山廣茂君） 次に、17番 塚田歳春君。

○17番（塚田歳春君） 私は、一般質問 3 点を行います。

1 点目は、道の駅の随意契約についてであります。

なぜ 1 回目の入札を辞退した業者とあえて随意契約を結んだのか、質問をいたします。

今回の道の駅指名競争入札は、9 月 19 日に、1,000 点以上の業者と 600 点以上の業者がそれぞれ共同企業体を組み、9 社の共同企業体に参加の意向を示していましたが、当日になり、参加予定の業者が、市が公表した予定価格では請け負えないなどの理由で辞退をいたしました。市は、予定価格は適正であり、自信を持っているとの新聞報道があり、全員協議会の場でもそのような報告がございました。その後、改めて大手の 16 社を対象に競争入札を行いましたが、16 社すべてが、技術者の配置ができないとか、あるいは積算業務が期限内にできないなどの理由で、入札への参加を辞退いたしました。市は、そうした事態を受け、予定価格は変更せずに随意契約に切りかえました。いわゆる仕切り直しをしたわけであります。

そこで、市が随意契約を結んだ相手は、1 回目にこの予定価格では請け負えないとって入札を辞退した市内の 5 社でございます。12 月 1 日の本会議初日に追加議案として提出し、委員会付託も省略し、その日のうちに採決し、可決をしました。全員協議会で西部議員から、仕切り直しをしたのなら市内のもっと多くの業者に声をかけることが必要ではないのか、呼びかけたことがあるのかとの再三の質問には全く答えず、最後に市長は、議会の介入だと、議員の発言を封じ込めるといふ暴挙に出ました。

そこで、改めて次の 2 点について質問いたします。

まず、2 回の入札が不調に終わり、随意契約に至った時点で、いわゆる仕切り直しをしたとき、なぜ今回の入札に参加しなかった市内の業者にも呼びかけようとしなくて、あえて 1 回目の入札を辞退した業者と契約を結んだのか。

もう 1 点は、市内の 600 点以上の業者のできるのであれば、1 回目になぜ 1,000 点以上の業者と J V を組むやり方をしたのか。二つの質問をいたしますので、よろしく願いをいたします。

次に質問の 2 点目、中学校の部活の対抗試合や学校の諸行事に市のスクールバスは利用できないかということをお聞きいたします。

中学生は、野球や陸上、あるいは卓球、バレーなどの部活があり、他の学校との対抗試合もでございます。その中でも、中学校体育連盟、これは略して「中体連」と言うそうですが、この大会が毎年 1 回開かれ、それは地区大会、また県大会、東海大会、全国大会と、

全国的な大会であります。地区大会では、関、美濃、郡上の3市の大会であるようです。

その大会で生徒たちの会場までの送迎は、県大会以上に勝ち進むと市の予算で会場までバスを借り上げ送迎されておりますが、地区大会は、バスを利用したり鉄道で行った場合は自己負担が必要になるようであります。その場合、市のスクールバスで会場までの送迎はできないのか。6台で170人ぐらいは乗れると思いますが、いかがでしょうか。どうしても物理的に無理ならば、マイクロバスを使用したり、岐阜バスを借り上げれば、選手や随行される先生の負担は少なくて済みます。市で予算化できないか、お尋ねをいたします。

また、美濃地区の駅伝大会が年1回、関市の中池のグラウンドであるようです。一つの中学校で選手は選抜されまして16人くらいだそうであります。随行の先生を合わせても20人くらいであります。3校合わせて60人であります。その場合、スクールバスでの送迎はできないでしょうか。

この問題の最後に、文化会館などで合唱祭などの行事が行われます。こういうときには、通常は市のマイクロバスを利用するというふうになっておりますが、たまたま市の行事と重なって、マイクロバスが借りれなかったという事態が起きたということがございます。そういう場合、その学校が交通手段として会場まで送迎した場合、学校がお金を払ったということを知っておりますが、こんなことは当然市が負担すべきだと、このように思いますが、その点についてもどうでしょうか。そうした場合でもスクールバスが活用できれば、本当に皆さんが送迎のときに十分にそのバスを利用していけるということになりますので、ぜひともこうした問題が起こらないためにも、スクールバスを活用できないかということをお尋ねいたします。

次に質問の3点目、美濃病院の医薬分業について質問をいたします。

美濃病院は、来年の秋をめどに医薬分業を進めるため、院内でその検討が始まっており、12月議会の補正予算で駐車場の売却代金が提案されているところであります。昨今、薬価基準の見直しや診療報酬の引き下げなどで病院を取り巻く環境は厳しく、どの病院でも経営は大変厳しくなっております。当院でも、開業院との病診連携により、入院患者の増加を期待し、安定経営に努められているところでございます。

さて、表題の医薬分業については、中濃病院を初め、ほとんどの病院で進められており、一つの流れになっております。そこで、この医薬分業は患者にとってメリット・デメリットは何かということについて質問をいたします。

医薬分業になれば、これまで院内で薬がもらえたものを、院外に移ることで、当院では約50メートルくらいの距離をその保険薬局まで歩いて行かなければならなくなります。特に冬場は、吹き降りに遭ったり、あるいは路面が凍結したりというふうで、患者の負担になりはしないかと心配をいたします。

それと、実施する場合、患者さんにどう理解を得るのかという問題でございます。十分に理解をしてもらわないと混乱も招きますので、周知徹底を図ってほしいと思いますが、どんな検討をされているのか。以上、よろしくお尋ねをいたします。

○議長（児山廣茂君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） 塚田議員の一般質問の1点目、道の駅の随意契約について、なぜ入札を辞退した業者とあえて契約を結んだのかについてお答えいたします。

入札辞退を理由にペナルティーを科すとか、随意契約の相手方にしないという取り扱いはいたしておりません。また、地方自治法施行令上も随意契約の相手方について特段の制限をする規定を設けておらず、入札に参加した、またはしなかったにかかわることなく、随意契約の相手方にする事ができるとされております。2回目の入札が不調に終わったことから、これ以上競争入札に付しても入札者がいないものと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号を適用して随意契約とすることといたしました。

次に、共同企業体が600点以上の業者でできるのであれば、1回目になぜ1,000点以上の業者とJVを組むやり方をしたのかという御質問でございますが、道の駅の契約執行に当たっては、これまでの同種同等程度の工事規模、工事实績等を勘案して指名業者審査委員会で検討し、指名業者の選定をいたしました。結果的に2度にわたり入札不調となりましたことから随意契約といたしました。

随意契約とは、任意に特定の相手方を選定して契約を締結する方法でございます。今回の随意契約の相手方は、地元業者の共同企業体が契約の相手方として適当と判断したものでございます。地元業者の5社JVであれば、地元業者で信頼できること、地元業者の能力を結集することにより施工の確保ができること、工事施工に当たって能力が高まり地元業者の育成につながることから、契約の相手方として適当と判断いたしましたものでございます。

また、点数の低い企業のJVで確実に施工ができるのかについては、市内業者が力を結集することにより確実な施工が確保できるものと考えておりますし、森林文化アカデミーの教官にも照会いたしました。工法そのものはそれほど複雑ではなく、十分に可能という回答を得ておるところでございます。以上、答弁といたします。

○議長（児山廣茂君） 教育長 後藤正之君。

○教育長（後藤正之君） おはようございます。

塚田議員の一般質問の2点目、中学校の部活の対抗試合や学校の諸行事に市のスクールバスが利用できないかについてお答えします。

現在使用していますスクールバスは、下牧小学校に平成15年から2台、美濃小学校に平成16年から4台、そして大矢田小学校に1台配備しております。このスクールバスは、学校再編成に伴いまして、遠距離通学の緩和を図ることを目的としたもので、登下校以外には、市内の小学校を対象に、登下校に支障のない8時30分から午後2時30分までの平日に使用しております。また、日常の中で実体験を通して学習するための輸送として、美濃市を中心に隣接地域を原則として使用しております。

利用状況は、平成16年度は50回、平成17年度は107回、平成18年度は12月までで94回に上ります。今後さらにふえる傾向にあります。具体的には、総合的な学習の時間、理科、社会科などの施設訪問や観察、調べ学習など、授業での活用が中心でございます。これは、登下

校時の利用において、運転手に過重負担をかけないで、安全に運転できるように配慮してのことでございます。したがって、遠方の社会見学、修学旅行、宿泊を伴う体験学習の利用につきましては公共交通機関を利用するようにしております。

中学校の諸行事にバスを利用することにつきましては、卒業証書の紙すき体験など、年度当初、全中学校に位置づけている行事につきましては、市のマイクロバスやバスの借り上げ等も行いながら対応してきたところでございます。

各学校選抜の陸上大会や、部活動の夏に行われる県大会以上の大会につきましては、市として、遠征費の補助やバスの借り上げ、市のマイクロバス等で対応しております。中体連の美濃地区大会を初め、その他の大会や練習試合等につきましては、現在のところそれぞれの部活動等で対応していただいております、スクールバスなどの対応はしておりません。現在、中学校のスポーツ活動は、月曜日から金曜日において学校で部活動として行われ、土曜日、日曜日など、学校が休みの日には育成会やジュニアクラブが組織されて活動いただいておりますし、中には、小学校から中学校までが一体となってスポーツ少年団として活動いただいている部もございます。それぞれ自立した運営がなされており、さまざまな活動計画を持って進めていただいております。今後とも自主運営において進めていただきたいと思いますところでございますので、選手の輸送につきましてはスクールバスなどの対応はせず、各部各スポーツクラブ等をお願いしたいと考えております。

美濃地区の駅伝大会につきましては、学校を代表した選抜チームによる美濃地区の陸上大会に準じた対応ができないか、検討してまいりたいと考えております。

なお、中学校の諸行事のスクールバスの活用につきましては、教育課程内の活動について、小学校での活用状況を見きわめながら、支障の出ない範囲で検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 美濃病院参事兼事務局長 岩原泰君。

○美濃病院参事兼事務局長（岩原 泰君） 塚田議員の御質問の3点目、美濃病院の医薬分業についてどんなメリット・デメリットがあるか、患者の理解を得るための方策をどのように考えているかについてお答えいたします。

美濃病院は、新病院開設以来、専門医療の充実、医療連携の推進などにより、地域医療のレベル向上と経営の安定化を目指して努力を重ね、一定の成果を上げてまいりました。しかし、ふえ続ける国民医療費の抑制のための国による診療報酬の引き下げが続き、今後、病院経営は一層厳しくなることが懸念されています。中でも、薬価改定率は毎回大幅な引き下げが行われ、かつて多額であった薬価差益は数年のうちには皆無となることが予測されています。

こうした薬価引き下げが続く状況の中で、全国的に医薬分業が進み、県内においては市立12病院のうち7病院が、また近隣の中濃厚生病院や関中央病院のほか、市内診療所（医院）においても院外処方への移行が進められており、当院といたしましても、来年度中の医薬分業、病院側から見た場合の院外処方への移行を実施してまいりたいと考えております。

なお、病院周辺が農振農用地域で、農地転用が困難であるため、患者様の利便性最優先の観点から、病院敷地の一部を譲渡し、調剤薬局を誘致する計画でありまして、今市議会に用地売り払いに係る補正予算を提出させていただいているところであります。

さて、議員御指摘のメリット・デメリットの、まずメリットであります。

一つ目は、今後も薬価引き下げが必至と言われる中で、この影響を最小限にとどめることができる。美濃病院の場合では、数年後には院内処方と院外処方の収益差は年間 1,500万円と推定しており、経営合理化と質の高い医療サービスの維持・推進につながると考えられる。二つ目は、患者様は、調剤薬局であればどこでも薬を処方してもらうことができ、また一般的には投薬待ち時間も短縮されると思われる。三つ目は、院外の調剤薬局では薬剤師配置数など充実できる体制にあり、患者様に合わせた調剤やきめ細かな服薬指導を受けることができる。また、かかりつけ薬局を持つことにより、患者様ごとの服薬歴や薬に対する副作用などがわかり、重複投与防止など、一層満足度の高い服薬をしていただけることができる。四つ目は、病院の薬剤師は入院患者様の服薬指導に専念でき、入院治療の質の向上が図られるなどが上げられます。

デメリットといたしましては、病院内で薬をお出しする院内処方比べ、距離的に遠くなるほか、患者様の負担額が増加するなどが上げられますが、できるだけ不便を来さないような歩道の整備や、新薬開発後10年を経過したジェネリック薬品、すなわち後発薬品の使用により負担増を抑えることができると考えております。

また、御質問の2点目の、患者様の理解を得るための方策といたしましては、病院内の掲示、院内チラシの配布、インターネットのホームページ、市報などを通じて、市民の皆様等に周知徹底を図ってまいりたいと存じます。以上で答弁とさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

○議長（児山廣茂君） 17番 塚田歳春君。

○17番（塚田歳春君） 再質問やら要望をいたします。

まず1点目の、道の駅の随意契約についてであります。

今聞いておりますと、答弁では、私の言った質問に正確に答えられていない部分があると思います。

まず、随意契約は、相手とする業者は特段の制限がないとされております。これは今答弁でもありました。そうであればなおさらのこと、入札が不調に終わった時点で、関心を持っておられる業者、そういうような業者も含め、なぜもっと多くの業者に呼びかけて意見を聞く機会をつくらなかったのか、このことについて全く答弁がありませんでした。

聞くところによりますと、今回の入札に参加を示さなかった市内の600点以上の業者は3社あるようでありまして。その他、建設関連業者が3社あるようでありまして、当然そういった業者もこの際土俵の上へ乗せて、そして意見を聞く機会をつくるべきであり、そうしたこともやらずに、つい2ヵ月足らず前に断った業者にやれということはどういうことでしょうか、全く不可解で疑問が残ります。いわゆる理屈に合わないというふうに私は思います。

私が調べたところでは、この入札を辞退された理由は、市が示した予定価格とは約1億円の開きがあると言われております。この差額の1億円を、2ヵ月足らずで、5社が2,000万ずつ損をしてでもやるということでありましょうか。常識的にそんなことをやってくれるとは思えません。今度のやり方はそういう点でも正常なやり方なのか、大変疑問が残ります。そうでなければ、最初の入札のときに予定価格でできるものをできないと言ったのかどうでしょうか、この点、はっきりと答弁をお願いします。

それと、市は設計価格に自信を持っているというふうに答弁もされました。じゃあ、市の中でそういった体制はあるのか、何をもって自信を持っているというふうに言われるのか、再質問いたします。

三つ目に、600点以上の業者でできるのであれば、最初の入札で地元業者を対象になぜ行わなかったのかという私の質問に、地元の業者で信用できるとか、能力を結集することで施工の確保ができるなど答弁がありましたが、そのようなことは最初の段階で考えられなかったのか。以上、三つの点について再質問を行います。

それから2点目の、中学校の部活の対抗試合で市のスクールバスが利用できないかという質問について、私はやはりこのスクールバスというものの、いわゆる管理規定、そして使用基準、こういうものがスクールバスにあります。このスクールバスの管理規定や使用基準、これを見直さなければ、やはり中学校の生徒さん方も十分に利用をしていただくというふうにはならないと思います。

先ほど教育長の答弁でもございましたように、このバスは小学生に限るということがうたってあるわけでありまして。例えば第4条では、スクールバスは、美濃小、下牧小、大矢田小の児童の通学のみで使用できるというふうに定めてあります。しかし、教育委員会が認める場合は例外であるというような規定もございます。そして、この使用基準には、スクールバスは土曜日や日曜日は原則使用できないというふうにされております。ですから、こういういわゆる規定や基準を取り外さなければ、幾ら教育長が検討すると言われても、これはできないというふうになってしまいます。

ですから、大もとのこういう規則をやはり見直して、中学校にも十分にこのスクールバスが利用できるようにしてほしいと思うんですが、そういった立場での考え方をぜひしてほしいと思うんですが、その点どうでしょうか。いろいろ答弁では、今後検討するとか、難しいとか言われておりますが、とにかく私は、学校の自己負担や、あるいは保護者の自己負担、そういうことはあってはいけないというふうに思いますので、ぜひその点を考慮されまして、このスクールバスの基準や規定、こういうものをぜひ見直してほしいと思うんですが、その点どうでしょうか。

それから次に、美濃病院の医薬分業につきましては、要望いたします。

初めの質問でも言いましたが、院外薬局の予定地は、美濃病院内の駐車場の敷地内にできるということでありまして、大体50メートルぐらい距離があります。そうなれば、雨降りや冬場、雪が降ったとき、本当に歩くのに大変、もし転んで事故でも起こったら大変でありま

す。ぜひその対策を十分にやってもらいたいと思います。

また、あまり経営の方ばかりを追求し、医療内容が低下するようなことがあってはいけないと思いますし、また薬物治療の安全確保にも力を入れていただきまして、患者さんに不利益にならないように万全の体制で臨まれることを要望して、以上、私の再質問やら要望を終わります。

○議長（児山廣茂君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、塚田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

第1点目のことでございますけれども、2回の入札が不調に終わったため、確実に契約を締結し、事業進捗を図ることを第一義として行いました。信頼できて施工の確保ができると考えられるところの地元5社の共同企業体を第1番の契約の相手方として任意に選定し、契約に至ったものでございます。今回の随意契約は、新たな共同企業体を相手方として任意に選定したものでございます。価格につきましては、見積もりの見直しや企業努力によるものと考えております。

2番目の予定価格の確認の件でございますけれども、第1回の入札が不調に終わった時点で、業務委託先の設計会社による再積算に加えて、市建築担当による検証を実施いたしました。第2回入札後には岐阜県の関係機関に参考意見を求めましたが、問題ないと思われるとの回答を得ておるところでございます。そういったことから、市の積算は当初どおり適正なものであると認識をしております。

3番目のことでございますけれども、当初の段階では入札不調といった事態は想定しておりませんでした。これまでの同種同等程度の工事の規模、工事实績等を勘案して、共同企業体の公募条件を定めたものでございます。以上でございます。

○議長（児山廣茂君） 教育長 後藤正之君。

○教育長（後藤正之君） 塚田議員の再質問にお答えいたします。

先ほど検討してまいりますとお答えしたことについて、検討してまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

〔17番議員挙手〕

○議長（児山廣茂君） 17番 塚田歳春君。

○17番（塚田歳春君） 再々質問を行います。

ただいま道の駅の随意契約について答弁がございましたが、まず私が1点目として質問したのは、なぜ第1回目入札を辞退した業者が今度の随意契約の相手方になって契約を結んだのかという点です。その点につきまして、なぜもっと多くの業者を一緒になってやっぱり土俵に乗せて、いろいろと意見聞く機会をつくらなかったのか、全くそのところについての答弁がありません。例えば、市は今度入札の予定価格、これにつきましては自信を持っているということでもあります。しかし、一方では合わないという業者側の意見です。どうしてその開きがあるんですか。非常にそこら辺は不可解というか、全く疑問が残るところです。

それで、やっぱりこういう問題については公平・公正にすると同時に、この際、市内のいろんな業者を育成する立場からも、もっと多くの業者にこの道の駅に参加してほしいという呼びかけをどうしてしなかったのか、この点について再度答えてください。

やっぱり今回の道の駅の入札の経緯は、非常に不透明さや疑問が残ることが多々ございます。やはり市は、全責任を持ってこの経緯について市民に明らかにしてほしい、このことを要望しておきます。

それから教育長の答弁では、見直すということを検討するということですね、確認します。基準を見直すということを検討するということですね。ちょっとわかりません、お願いします。

○議長（児山廣茂君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） 塚田議員の再々質問にお答えしますが、ただいま申し上げましたように、2回の入札が不調に終わったということでございまして、そこの中で、信頼できて施工の確保ができるというふうに考えられた地元の5社の共同企業体を第1番目の契約の相手方として任意に選定をさせていただいたところでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（児山廣茂君） 教育長 後藤正之君。

○教育長（後藤正之君） 塚田議員の再々質問にお答え申し上げます。

検討させていただく過程の中で、必要に応じて見直していくことになると思います。検討していく上で、必要に応じて見直すことになろうかと思えます。

○議長（児山廣茂君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 市原鶴枝君。

○6番（市原鶴枝君） ただいま発言のお許しをいただきましたので、通告書に基づき一般質問、福祉医療費助成制度の拡大についてと、地域療育システム支援事業について質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、福祉医療費助成制度の拡大についてでございますが、乳幼児等福祉医療費の助成は、段階的に対象年齢が拡大され、平成17年度までに入院・外来ともに義務教育就学前まで、平成18年度より入院は小学6年生までと拡大され、子を持つ親としては、より安心して子育てができるようになり、感謝しているところでございます。

しかし、子育てにはまだまだ経済的に負担が大きく、近年の経済情勢の中で、収入がふえない、またリストラ、高度医療化による医療費の高額など、厳しい状況の中で子育てが大変であり、親にかかる負担が大きいものがあります。

小学生の年齢は、まだまだ体の成長期にあり、不調を訴えることも多い時期でございます。子育て支援の一つとして、乳幼児等医療費助成制度の対象年齢を、入院のみでなく、外来も

小学6年生まで拡大できないか、お尋ねをいたします。

この問題につきましては、ことしに入りまして数名の質問者がありましたが、積極的な回答が得られておりません。県下各市町村におきましても、相当見直しがなされてきております。安心して子育てができる、住みたいまちの条件の大きな一つでもあります。ぜひとも来年度から小学6年生まで、入院のみでなく、外来もすべて無料化の実施をしていただきたく、検討ではなく、よき御答弁をお願いいたします。

次に、地域療育システム支援事業についてでございますが、2点ほど質問させていただきます。

障害があっても、住みなれた地域で生活し、身近なところで子供の持つ能力を最大限に伸ばすことができる地域療育システムの確立は、21世紀における療育の最大の課題とも言われております。このため岐阜県では、地域療育システムの構築を目的とする地域の取り組みに対して、県内唯一の肢体不自由児施設である県立希望が丘学園等の療育専門スタッフを地域に派遣することにより、地域療育関係者の連携強化と資質の向上を図るとともに、地域療育システム構築の一層の推進に努めているところでございます。平成18年度、美濃市はこの県の事業をいち早く取り組み、大変成果を上げていると聞き及んでおりますが、その熱意と御努力に感謝と敬意を表します。

そこで第1点目として、当市における地域療育システムの進捗状況をお尋ねいたします。

障害者の早期発見、特にグレーゾーンと言われている発育障害児をどう早期発見し、適切な療育指導をすべきかが問われております。当市でも、1歳6ヵ月健康診査、3歳児健康診査、就学児童健康診査等が行われておりますが、特に3歳から就学前までの健診間隔が長く、その間の発見が、親、家庭、プライバシー、理解度の差もあり、ピックアップが難しいとの指摘もあり、幼児を扱う関係者等からは5歳児健診を希望する声も聞き及んでおりますが、また全国的に見ますと、5歳児健康診査の取り組みをしている市町村もございます。どちらにいたしましても、こうした問題は、保育施設、保健センター、その他関連する部門が連携を密にして、効率的な対処が必要と思われれます。

そこで第2点目として、今年度実施している地域療育システムは県の事業であり、引き続き美濃市が受けられるかどうか問われます。よって、今後は市独自の事業として地域療育システムの構築ができないか、お尋ねをいたします。

以上、福祉医療費助成制度の拡大についてと、地域療育システム支援事業について質問させていただきましたので、民生部長の御答弁をお願いいたします。

○議長（児山廣茂君） 民生部長 渡辺兼雄君。

○民生部長（渡辺兼雄君） それでは、市原議員の一般質問の1点目、福祉医療費助成制度の拡大についてお答えをいたします。

当市では、「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現を目指して、福祉医療費助成制度の一つである乳幼児等医療費助成について、特色ある子育て支援の一つとして拡大に取り組んでいるところでございます。医療費無料化につきましては、これまで制度の充実を図

るため段階的に拡大し、平成18年度からは小学6年生までの入院費の無料化を実施してきたところでございます。

御質問の、乳幼児等医療費を外来分も小学6年生まで助成できないかにつきましては、子育て支援を重要な施策の一つとして掲げており、保育園保護者会からの強い要望もあり、平成19年度には小学6年生までの外来医療費の助成ができるよう、前向きに取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に2点目の、地域療育システム支援事業についてお答えをいたします。

この事業は、地域で一貫した療育を実現するため、県が希望が丘学園に委託し、地域における療育システム構築に対する支援を行うものでございます。希望が丘学園が療育スタッフを県内各地に派遣し、地域の療育関係者との連携のもとに障害児の技術支援を行うもので、平成18年度から中濃地域でも実施されることとなったものでございます。

質問の一つ目の平成18年度の事業の進捗状況につきましては、美濃市、関市で3人の割り当てとなっておりますことから、ひばり園では、保健センターと協議しまして3人をいち早く申請したところ、3人とも療育指導を受けることができました。8月に、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の専門スタッフによる専門療育相談を実施し、家庭での療育訓練のための家庭療育プログラムを作成いたしました。また9月には、その家庭療育プログラムに基づき、保健センター、ひばり園の職員と関係保育士などに対する技術指導を行いました。その成果としましては、3人ともひばり園に通園し、言葉がふえたり、遊びにも参加する姿勢が見られるようになってまいりました。また、地域の療育関係者が支援プログラムを作成したことにより、対象児童の技術支援が具体的になり、指導がより明確になったこともございます。また、何よりも親が子供に接する態度がよくなってきたことが上げられます。

質問の二つ目、市独自の療育システムの構築はできないかにつきましてお答えをいたします。

発達障害児に対する支援といたしまして、保健センターでは、早期発見及び早期発達支援のため、1歳6ヵ月、3歳児健診時の問診票に質問事項を追加し、早期発見に努めているところでございます。要観察、要精検の児童につきましては、心理相談員、保育士、保健師のスタッフで、遊びの教室や健やか相談を開催し、その後のかかわりについての相談や支援などを行っているところでございます。また、ひばり園では、年6回、保育園との交流保育を通じて連携を図りながら早期発見などに努め、要療育の児童につきましては、保健センターと連携しながら、通園児のケース検討会を定期的を開催し、その児童に合った支援を行っているところでございます。

障害があっても、住みなれた地域で暮らし、子供の持つ能力を最大限に伸ばすことができる地域療育システムの構築は、大変重要と考えているところでございます。一番の問題点としましては、専門スタッフの確保が難しいことが上げられますが、今後は地域療育システム検討会を発足させ、調査・研究、地域療育スタッフを養成しながら、早い時期に市独自の療育システムを構築してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し

上げまして、答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（児山廣茂君） 6番 市原鶴枝君。

○6番（市原鶴枝君） 前向きの御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

要望でございますが、乳幼児等医療費の拡大につきましては、近隣の市も拡大の検討がされているように聞いております。住みたいまちの第一の条件は、福祉の充実された安心して暮らしができるまちだと思います。ぜひとも来年度予算に組み込んでいただきたく、切にお願いをいたします。

また、地域療育システム支援事業につきましては、福祉は一般に形として外に見えない部分でございますが、福祉事業の一つとして市独自の早期構築に向け御努力をお願いし、福祉に光を与えていただきますよう要望いたしまして、終わります。

○議長（児山廣茂君） 次に、3番 山口育男君。

○3番（山口育男君） 発言のお許しをいただきましたので、通告書に従い、2点についてお尋ねをしたいと思います。

最初に、スクールバスの路線変更について、交通量の多い地域に配備できないかについて、教育長にお尋ねをいたします。

現在、当市では、児童・生徒の減少に対処するための学校統合による遠距離通学となる通学条件の緩和を図るために、スクールバスを導入しております。スクールバスの導入につきましては、限度額がありますけれども、購入価格の半額を国の補助金を受け、7台を購入しております。これは平成7年度の半道分校の閉鎖に伴い、ワゴン車1台を購入し、送迎をしております。平成15年度には、下牧地区の4校の学校再編成に伴い、バス2台を購入し、旧長瀬小校区を除き、送迎を行い、現在67名の児童が利用し、登校時には4方向に1回ずつ、下校時には4方向に、低学年用に早い時間に1回、遅い時間に1回の割合で運行をされております。翌16年度には、洲原小学校、立花小学校と美濃小学校の再編成により、新たにスクールバスを4台購入し、旧洲原小と立花小校区の児童を、登校時に4方向に4台で1回、下校時には4方向に、低学年用に早い時間に1回と遅い時間に1回が運行され、現在78名の児童を送迎しております。

遠距離通学を強いられる児童にとっては、不審者や車社会に直面した子供たちの安心・安全を守るためのスクールバスの購入を是とするものであります。しかし、交通量が非常に多く、通学に要する距離の問題だけでなく、現在における車社会に対応する必要があるのではないのでしょうか。

美濃小学校では、美濃小学校スクールバス検討委員会をPTA会長が中心になって立ち上げられ、非常に交通量の多い安毛地区、富野・口野々地区の保護者、自治会長らが検討委員会のメンバーになられ、子供たちの安心・安全を危惧されております。昨年の10月には、両地区の保護者たちが独自に交通量の調査をされたと聞いております。調査時間を登校時の午前7時から8時、下校時の午後4時半から5時半の毎日2時間を1週間調査され、安毛地区

においては、大型車、普通車、二輪車の平均の通行量でございますけれども 1,312台、下校時には 924台、富野・口野々地区においては登校時に 777台、下校時には 480台との調査結果が出ております。

いつ起きてもおかしくない交通事故、幾ら気をつけていても、登下校の児童の列に車が突っ込むという事故も多発しております。検討委員会といたしましても、こうした状況の解決に向け、PTA、学校、地域の方々が連携し、数年前よりさまざまな取り組みをなされております。

本年度の児童数は、安毛地区で5人、富野では8人、口野々におきましては2人であります。来年度には口野々地区では、同じ2人ではありますけれども、今年度末に1人卒業を迎え、新たに新生が1人入学されます。来年2年生になる児童と新入学生の児童が2人であるということで、この地区には上級生がいなくなるという深刻な問題でもあります。

本年10月17日、美濃小校区の議員6名が検討委員会の会合に出席してほしいとの要望を受け、出席してまいりました。保護者の皆様方の切実な思いをお聞きし、胸を痛めているところでございます。保護者の中には、この状態がいつまでも続くようなら住所変更も考えざるを得ない、どうして市は何もしてくれないのかというような意見もあり、改めて事の重大さを痛感したところでございます。

去る11月1日、2日には、それぞれの地区の児童と一緒に登校し、交通量の多さに驚愕し、恐怖を感じたところであります。当該地区からは、検討委員会に対し、改善を求める要望書や陳情書、交通量に対しての調査結果が提出され、検討委員会といたしましても、数年前から数度にわたり、スクールバスの運行を求める要望を市及び教育委員会に出されております。この12月5日にも、改めて市長に対し要望書が出されたところでございます。しかし、何ら改善の見られる解決策、方向性が見出されるような回答を得ておらず、現在に至っております。他地域の登下校時の問題もあるとは思いますが、昨年度のPTA会長会の中でも、他の学校の保護者からは、安毛や富野、口野々地区は特別に交通量が多い、田舎の道を通るのはわけが違うという意見もあり、両地区のことを心配されておられるということも聞いております。

こうした状況下の中、次の世代を担う子供たちの将来・安心・安全を思うとき、早急なる対応が必要と考えます。スクールバスの導入や現行の運行経路の変更、あるいはスクールタクシーの導入など、さまざまな方策が考えられます。私自身、実際にタクシーで両地区から小学校までの距離を実走してみました。富野から口野々を経由し、美濃小までの往復で、金額にして1日 4,420円、安毛から美濃小までは往復で 2,980円、1日 7,400円の費用が必要になってきます。単純計算ではありますけれども、1ヵ月20日間の使用で約15万円、年間にすれば約 180万円の費用がかかります。保護者の中には、市の補助があれば実費を負担してもいいという意見もあり、早急な検討・対応が必要であると考えております。子供たちの安心・安全を確保するため、当該地区へのスクールバスの導入及び運行路線の変更について、前向きな御答弁をお願いしたいと思います。

次に、EM発酵液の利用拡大について、2点に分けてお伺いをいたします。

1点目は、学校プールの浄化・清掃についてであります。

EMとは、英語名で「エフェクティブ・マイクロオーガニズム」の頭文字からつけられたもので、いわゆる有用微生物群のことで、乳酸菌、酵母、光合成細菌など、自然界に存在する微生物を複合培養した微生物資材であります。このEM発酵液を利用し、より安全に学校プールの清掃に利用できるというものであります。

発酵液は、各家庭で必ずできるお米のとぎ汁でつくるもので、仮に人体に入ることがあっても、他の薬品類とは違い、何ら影響もなく、総合的な学習の観点からも環境教育の一端にもかかわってくると思います。現在、市内では、大矢田小、中有知小、藍見小の3校がこのEM発酵液を利用し、プール清掃を行っております。メリットといたしましては、清掃の労力が大幅に削減され、今まで使っていた洗剤が要らなくなった。足が滑らず掃除もしやすい等、多くの意見があり、予想外の効果に驚きを隠せない、想像以上の効果があったということでもあります。こういったすばらしい効果のEM発酵液を利用したプール清掃を市内の全小・中学校に拡大できないかについて、教育次長にお尋ねをいたします。

質問の二つ目ですけれども、このEM発酵液を利用し、市内の公共施設のトイレ清掃に利用できないかを民生部長にお尋ねいたします。

EM発酵液をトイレの便器にかけることにより、においがなくなり、消毒薬も不要になったという意見も多くあり、大きな効果を期待できるものであると思います。先進事例を申し上げますと、仙台市、1日平均25万人が利用するJR仙台駅、ここの駅舎のトイレに使用したところ、1ヵ月後にはトイレ臭、いわゆる鼻をつくような悪臭でございますけれども、実験前の90%が解消され、利用者の方々からも評判がよくなったと聞いております。市内でも、市庁舎を初め文化会館、総合体育館、生涯学習センターなど、多くの方々が集まるところがあり、この発酵液を利用したトイレ清掃を検討していただきたいと思うのでありますけれども、どのようにお考えなのかをお尋ねいたします。

○議長（児山廣茂君） 教育長 後藤正之君。

○教育長（後藤正之君） 山口議員の一般質問の1点目、スクールバスの路線変更について、交通量の多い地域にも配備できないかについてお答えいたします。

スクールバスの導入は、半道の分校が閉鎖となり、大矢田小学校への通学となった際の1台と、平成14年度策定の学校再編成方針により、再編成によって2キロ以上の遠距離通学となる児童の送迎用に国庫補助を受けて導入したものでございまして、平成15年度の下牧地区4校の再編成により、下牧小学校の開校時に旧長瀬小学校区を除いた地区の児童送迎のため2台を、平成16年の立花小、洲原小と美濃小の再編成により、新生美濃小学校の開校時に旧立花小学校と旧洲原小学校校区の児童送迎のため4台を購入して運行しているところでございます。

御質問の地区へのスクールバスの配備につきましては、学校再編成を協議しております平成14年に美濃小学校PTAから、安毛、口野々、富之地区からの通学について、交通量が多

い、歩道が整備されていないことなどの理由から、スクールバスの運行の要望がございましたが、その際は、スクールバスの運行は学校の再編成により新たな学校への通学が遠距離となって環境が大きく変わることに対する緩和策として導入するものであり、旧立花小学校区と旧長瀬小学校区からの通学以外は現行どおり徒歩通学となることへの理解をお願いするとともに、歩道整備については引き続き県へ働きかけ、促進に努めたいなどとお答えいたしました。その後、昨年12月に美濃小学校スクールバス検討委員会から同様の要望書が当教育委員会に提出され、検討委員会代表者との話し合いや教育委員会での検討を行い、本年3月に検討委員会の会合に出席いたしましてお答えしたところでございます。

美濃小学校のスクールバスの運行は、立花、洲原地区の児童送迎のため、登校時に1回、下校時に早い時間と遅い時間に各1回送迎をしており、現時点では要望地区への運行に余裕はなく難しいことや、要望箇所と同程度の通学距離、またそれ以上の距離を徒歩通学しているところもあり、そうしたところの対応も検討が必要なことなど課題があることを御説明するとともに、できる限り体力向上や健康のため歩くことは大切であることから、昨年12月に発足した地域子ども見守り隊により、引き続き、交通安全も含め、地域の皆さんで子供を見守っていただきたいとお願いしたところでございます。今後、スクールバスに余裕ができたり、また学校再編成方針により、今後、学校再編成が予定されていることから、同程度の距離のところはスクールバス通学になるなど、他地域との均衡がある程度整ってきたりすれば要望にこたえやすくなるので、こうした推移も見ながら検討していきたいとお答えしております。

現在も同様な考えでございますが、交通量が多く、歩道整備があまり進んでいない現状や、児童数の減少により集団下校ができにくくなってきつつある状況もございますので、そうしたことも念頭に置きまして前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。御答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 教育次長 小椋茂樹君。

○教育次長兼教育総務課長（小椋茂樹君） 山口議員の一般質問の2点目、EM菌の利用拡大についての1点目、市内全小・中学校での利用についてお答えいたします。

近年、地球環境の保護をみんな考えていくことが大きな課題となっております。美濃市の学校教育においても、ふるさとの環境について調べたり、どうしたら環境を大切にしていけるのか、自分たちにできることはどんなことがあるのかを考えさせたりする教育を進めているところでございます。

そうした学習活動の一つとして、本市では昨年度より、大矢田小学校と中有知小学校の2校がEM発酵液をプール掃除やトイレのにおい消しに活用したり、EMだんごを投入して川を浄化したりする活動を始めました。今年度に入り、新たに3校がEM発酵液の活用を始めました。下牧小学校、上牧小学校、藍見小学校は、今年度よりプールの掃除や浄化、トイレの消臭に活用しております。課題点としましては、EM発酵液を製造する過程において、においが強いことでもあります。

今年度、他の学校への拡大につきましては、議員御指摘のようなEM発酵液の効果を実践校が紹介をし、それを学ぶことにより、よさを生かし、課題点を克服することなど、各学校の実情に応じて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 民生部長 渡辺兼雄君。

○民生部長（渡辺兼雄君） 山口議員の一般質問の2点目、EM菌の利用拡大についての二つ目、各公共施設のトイレ清掃に利用できないかについてお答えをいたします。

EM菌とは、議員御指摘のように、使用されている微生物は酵母菌や乳酸菌など食品加工に使われる安全で有用なもので、当初は農業分野向けの土壌改良材でありました。しかし、現在では、医療、教育、福祉などさまざまな分野で利用され、EM菌を活用したシックハウス対策資材や健康飲料水などの製品も開発されており、EM研究機構など複数の機関がEM菌の安全性を確認しているところでございます。

一般的に、悪臭や水質汚染など環境悪化の原因の多くは腐敗型の微生物が関係しており、EM菌は、腐敗する前に有用な微生物を定着させることで問題解決を可能とし、この手法は腐敗を防ぐとともに、原因物質を堆肥や肥料及びプランクトンのえさなどに資源化することができるとされております。

御質問のトイレ清掃の利用につきましては、議員御紹介のJR仙台駅での実験結果のように、EM活性液を100倍に希釈して、便器、天井タンク、排水口に週1回程度投与したところ、1ヵ月後には担当者の臭覚判断で実験前の悪臭の90%が解消されたとの事例が示されております。EM菌による悪臭解消作用につきましては、事例のように効果が示されておりますので、多くの方々が集まる市体育館や市内観光施設の公衆トイレなどを対象に、自然環境に優しい対策として、それぞれの施設を管理する部署と検討し、試行してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（児山廣茂君） 3番 山口育男君。

○3番（山口育男君） 御答弁ありがとうございました。

質問の2点目、EM菌の利用拡大については、了解をいたします。

スクールバスの件につきましても、おおむね了解はいたしますが、先ほども申し上げましたとおり、保護者の方々からも本当に非常に厳しい意見が出されており、市全体のことを考えていかなければいけないことも重々承知をしております。わかっておりますけれども、当該地区の方々には本当にせっぱ詰まった問題であり、スクールバスの導入等を含め、強い要望があります。運行路線の変更、または路線バス「わっちも乗ろCar」の利用、スクールタクシーの導入などや、また補助金の創設等、さまざまな方策が考えられるわけでありましてけれども、こういった状況をかんがみ、早急に前向きな検討をされることを強く要望しておきます。以上で終わります。

○議長（児山廣茂君） 次に、7番 古田勇夫君。

○7番（古田勇夫君） 私は、美濃インター前区画整理について一般質問をいたします。

美濃インター前は、美濃市の玄関口として、それにふさわしい土地に生まれ変わるよう、地権者はもとより、行政や関係者が長年かかって、ともに汗を流し、協議を重ね、現在に至っており、事業の完成が大きく期待されるところでございます。

現在、関市や美濃市の工業団地が完売されまして、そこで働く方々の住居用の宅地の需要も大きく望まれております。ちなみに、中有知地区にたくさんあるアパートは、2年前は空き家が約30%もございましたが、現在では一部屋も空き家がないという状況でございます。急需要により、20世帯入居用のアパート1棟、25世帯入れるマンション1棟が今インターの近くに建築中であります。また、不動産屋の話によると、一戸建て住宅用地が今後爆発的に需要がふえると聞いております。したがって、インター前が計画どおりきちんと整理されれば、美濃市の人口増につながるものと期待をしているところでございます。

以上のことを踏まえ、経済建設部長に質問いたします。

インター前区画整理の事業計画に基づく工事の進捗状況と、今後の施工日程はどのようになっているかを質問いたします。

○議長（児山廣茂君） 経済建設部長 福井昭次君。

○経済建設部長（福井昭次君） 古田議員の一般質問、美濃インター前区画整理について、事業の進捗状況と、事業計画書に基づく今後の事業予定についてお答えをいたします。

美濃市美濃インター前区画整理組合は、平成6年に推進会が発足され、12.5ヘクタールの区域で道路計画及び事業計画の検討が行われ、また関係機関との協議など平成14年度まで進められましたが、農業振興地域の白地区域を除外し、用途地域の指定を受けるためには本組合の設立が必要となり、平成15年度に用途地域に指定されている9.6ヘクタールの地区で認可申請が行われました。平成15年6月に組合を設立し、農業振興地域の白地区域を除外できたことにより、用途地域が平成16年7月に指定され、また平成16年8月8日に開催された総会で施行区域の拡大について承認を得ましたので、道路計画及び事業費等の事業計画の変更が平成17年7月29日に認可されました。事業の施行期間は、平成15年6月27日から平成22年3月31日となっております。

議員御質問の事業の進捗状況につきましては、平成15年度に全域12.5ヘクタールの測量業務を実施し、平成16年度には設計業務と仮換地計画を策定いたしました。平成17年度からは、流域の排水処理を行う水路築造工事を施行いたしました。平成18年度は、現在、道路築造工事と宅地整地工事、上水道新設工事などの工事を施行中でございます。事業計画上では平成18年度末には約56%の計画ですが、現在の進捗状況は、平成18年度末の予定では約37%と見込んでおります。事業計画よりおこなわれています要因といたしましては、事業費を縮減するため、平成17年度は中日本高速道路株式会社からトンネル工事の残土3万2,000立方メートル、平成18年度は岐阜県から道路改良工事残土2万5,000立方メートルの事業間流用を受け、整地盛り土を施行しているため、若干事業の進捗状況がおこなわれております。

今後の事業予定といたしましては、今年度順調に盛り土が流用できれば、平成19年度にインター前の約5ヘクタールの道路築造工事及び整地工事を施行し、平成20年度には岐阜県中濃総合庁舎東の約2ヘクタールの道路築造工事と公園整備を実施する予定で、事業の計画どおり完成できると考えております。また、本年度施行中の第1種住居地域の保留地約7,700平方メートルにつきましては、来年の秋ごろ分譲予定でございます。

議員の御指摘のとおり、美濃インター前は、美濃市の玄関口にふさわしい、より高度な土地利用や景観、環境に配慮したインター周辺のまちづくりを進めたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 次に、10番 平田雄三君。

○10番（平田雄三君） 発言のお許しをいただきましたので、私は、東海環状自動車道美濃・関ジャンクションの落下事故防止策につきまして、経済建設部長にお伺いをいたします。

東海環状自動車道は、平成元年に都市計画決定をされて以来十数年、地権者を初めとする住民の皆さんの深い御理解と御協力によりまして、平成17年3月に、愛・地球博、いわゆる万博への重要なアクセス道路として、路線が豊田・美濃・関ジャンクション間、いわゆる東回り路線が開通をいたしましたことは御承知のとおりでございます。東海北陸自動車道へも接続をいたしまして、2本の高速道路を有する本市は、まさに県内においても将来性豊かな地域として、その経済的効果ははかり知れないものがあると思われまます。

現在、当ジャンクションから関西インターに向けまして、仮称ではございますが、長良川橋の建設、そして笠神トンネルの工事が開始されまして、着々と進展をしているところでございます。当地域住民にとりまして、橋脚の増設は今まで以上に洪水の危険が多いと心配をされており、堤防の補強や土砂のしゅんせつ等が今後とも計画をされており、国・県とも思い切った施策を施していただけるものと期待をいたしておるところでございます。

そんな矢先に、去る11月20日の早朝、ジャンクション内での大型トラックの遮音壁への激突事故によりまして、遮音壁の破損及び積み荷や落下物を防止するさくの鋼材が市道に落下するという考えられないような事故が発生をしたわけでございまして、そのショックははかり知れないものがございます。本年6月末にも、トラックが遮音壁に衝突いたしまして、アクリル板が歩道に落下をいたしました。地元の心配が現実化となり、早急の改修を申し出ており、その改修工事中に今回の事故が起こったということでございます。

その市道は、小・中学生の通学道路でもありまして、もし登下校時にこういう事故が起こったらどうだったろうということで、背筋の寒さを覚えざるを得ないわけでございます。学校当局の話では、現在、通学路を変更いたしまして、安全が確認されるまでは遠回りをしながら登下校をしていると聞いております。一日も早く子供たちが安心して通学できる道路にしてもらいたいと思っております。その対策はどうなっておるのか、また、いつごろには落下防止の改修工事が完了するのかをお伺いいたしたいと思います。

それと同時に、高速道路上の事故が起こらない万全な方策を考えておりましたら、その対策をお伺いいたしたいと思います。どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（児山廣茂君） 経済建設部長 福井昭次君。

○経済建設部長（福井昭次君） 平田議員の一般質問、東海環状自動車道美濃・関ジャンクションの落下事故防止対策についてお答えをいたします。

東海環状自動車道は、名古屋市の周辺30から40キロに位置する愛知・岐阜・三重3県の諸都市を環状で結び、東名・名神高速道路や中央自動車道、東海北陸自動車道などと広域的なネットワークを形成する高規格幹線道路で、愛知県豊田市から土岐市、美濃市、大垣市を経て三重県四日市までの延長約160キロメートル、4車線の計画道路でございます。現在は、美濃・関ジャンクションから豊田東ジャンクションまでの約73キロメートル区間が、一部暫定2車線区間もありますが、平成17年3月に供用開始しており、美濃・関ジャンクションは東海北陸自動車道とを結ぶ重要な結節点となっております。

議員御質問の美濃・関ジャンクションでの落下事故につきましては、去る11月20日月曜日午前5時半ごろ、富加方面からジャンクションに入るランプにおきまして、スピードオーバーで進入してきた車両総重量25トンのトラックがカーブを曲がり切れず、荷台が遮音壁に衝突したものです。道路附属物の損傷は、既に設置しているアクリル遮音壁36メートルと、改良工事中の遮音壁の支柱と金網でありました。また、高架下の市道六反・志摩線に厚さ1.5センチのアクリル板の破片、既設の支柱1本及び積み荷の酒やビールの缶が落下いたしました。市といたしましては、警察と市道六反・志摩線を通行どめにし、自治会、小学校などに連絡をとりながら事故処理を行い、同日昼の12時20分に通行どめを解除しました。幸い、行人や通行車両には被害はございませんでした。

ジャンクション内の遮音壁の落下事故につきましては、このほかにも、ことしの6月28日水曜日午後9時20分ごろ発生しております。市道六反・志摩線は通学路としても利用しているため、市といたしましては、道路管理者である中日本高速道路株式会社に7月3日付で要望書を提出し、早急な対策を強く申し入れいたしました。その結果、抜本的な遮音壁改良工事を行うことになり、12月20日の完成を目指して工事を行っている最中に今回の事件が発生をいたしました。

今回及び前回の事故の原因は、いずれもスピードオーバーにより曲がり切れず、遮音壁及び路側のコンクリート擁壁に衝突したものでございます。今後の事故を未然に防ぐには、遮音壁の補強・改良はさることながら、根本的には高速道路上の減速対策が重要と考え、道路管理者である中日本高速道路株式会社に、11月21日、早急な対策を強く申し入れたところ、12月5日に緊急対策について説明があり、12月8日には岐阜保全サービスセンター所長より、再度、市道六反・志摩線の安全対策も含めた報告がありました。

中日本高速道路株式会社への申し入れに対する回答は、12月27日までに、現在行っておる遮音壁の改良工事に加え、走行路肩路面にゼブラ表示によるレーンマークを施工するほか、路肩のコンクリート擁壁前面に簡易樹脂製防護さくの設置、ソーラー式の大型反射板を設置するなどの報告を受けております。また、来春までには、大型標識の表示を「カーブ注意」等の表現に改善する、コンクリート擁壁の上に自発光式視線誘導標による警告灯を約300メ

一トルにわたって施工するとのこと。これを受けまして、あす14日には、地元の生櫛、志摩、桜ヶ丘の3自治会役員への説明会を開催いたします。いずれにいたしましても、高速道路上における事故を未然に防ぐための防止策を今後も要望していきたくて考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

〔10番議員挙手〕

○議長（児山廣茂君） 10番 平田雄三君。

○10番（平田雄三君） ただいまは、落下事故防止策並びに高速道路上の減速対策について説明をいただきまして、まずは一安心いたしました。事故発生箇所は、現在工事中の西回り本線と東海北陸自動車道への乗り入れをするためのジャンクションとの接点の場所でございます。西回り工事が完了して本線へ接続されれば、よほどのことがない限り衝突事故が発生することはないと思われませんが、工事完了までにはまだ数年を要するわけでありますので、ドライバーに対する注意を促す装置・標識を設置することが最も大切なことだろうと思えます。年内にもほぼ防止策が完了するということでございますので、新学期からは子供たちも安心して通学路として利用できるものと思えます。自治会への説明はもとより、学校、PTAにも十分説明をしていただきたいと思います。と思っています。

当市にとりまして重要な高速道路であり、より一層の発展を期すためにも、一日も早く西関インターまでの開通、同時に東海北陸自動車道の全線開通を祈念するとともに、安心・安全なまちづくりを第一ということで強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（児山廣茂君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 太田照彦君。

○1番（太田照彦君） 私は、発言通告に基づき一般質問2点を行いますので、よろしくお願いいたします。

1点目は、美濃手すき和紙の後継者の現状と育成対策についてお尋ねします。

美濃市は、合併せず単独の道を選び、小さくてもキラリと光る「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」を目指して、市民と一体となった積極的な行政運営が行われているところであります。市のキャッチフレーズにもある「和紙とうだつの上がるまち」の和紙は、1300年の伝統を誇り、我々祖先が残してくれた最も貴重な財産の一つであります。市では、美濃和紙の里会館などを中心に、各種の和紙の振興策や後継者育成事業を実施しておられますが、美濃和紙の後継者育成事業の現状についてお尋ねいたします。

現在、美濃和紙の後継者を目指して、市の後継者育成奨励金を受け、市内で和紙職人のお宅に弟子入りし修行した方が数名お見えになりますが、これまでに奨励金による援助が終了

した方や、修行期間を終え自立の道を歩んでいる方の中には、需要が少なく、手すき和紙の後継者として継続が困難となるような状況の方もいると聞いております。スローライフの時代にふさわしい、本物の和紙の魅力に引かれ、後継者を目指して頑張る若者の志を断念させることなく、大切な伝統文化をしっかりと後世に引き継ぐことも大切ではないでしょうか。このような状況の中、市として、奨励金などの援助期間が終わり、なお職人として自立を目指す方に対して、さらに何らかの支援策はないでしょうか、お考えをお聞かせください。

2点目には、わくわくファームの施設整備に伴う産直ハウス設置についてであります。

現在建設中の和紙の里会館前の産直ハウスは、地元住民にとって大変楽しみにしておられる施設でもあります。3年ほど前より始められた紙板市がきっかけで、地元の方々より、牧谷沿線には朝市すら行かないということで、地元自治会の方々が要望された施設であります。直売所が和紙の里会館の前に設置され、多くの人でにぎわうことにより、会館及びわくわくファームにも少しでも活気が出ればと考えるものであります。

そこで、私自身にも、いつオープンするのか、どのような人が使用できるのか、どのようなものが売れるのかと質問をよく受けます。私としては、小さくとも地域の活性化につながる大きな意義ある施設であると考えます。こういった施設を多くの人に利用していただくためには、施設そのものも大切ですが、それ以上に管理・運営が大きなポイントと考えます。自治会を含めて、この施設を使用する方々が円満にトラブルことなく、地域の活性化に向けて十分な活用ができる管理・運営について、市としてどのようなお考えでおられるのか、お尋ねいたします。

以上2点の質問について、経済建設部参事兼産業課長に御答弁をお願いいたします。

○議長（児山廣茂君） 経済建設部参事兼産業課長 村井純生君。

○経済建設部参事兼産業課長（村井純生君） 太田議員の一般質問の1点目、美濃手すき和紙の後継者の現状と育成対策についてお答えいたします。

美濃和紙の後継者を目指す若者向けの直接的な支援としては、平成6年度から美濃和紙後継者育成奨励金制度を実施しております。これは、美濃和紙職人や和紙の道具づくりの後継者として修行を受ける方に対し、研修期間中の生活資金の一部として月額5万円を2年間にわたり支給する制度でございます。この奨励金は、これまで12年間に9人の若者が受給を終え、今年度も新たに2人の若者が職人を目指して修行を始めたところです。

現在、受給を終えたうちの7人が、手すき和紙の職人や道具づくりの職人として御活躍でございます。しかしながら、支給期間終了後には必ずしも職人としての生活が保障されることではありません。職人として腕は一人前でも、生活のためには自力で販路の拡大などPRや、和紙に新たな付加価値をつけて販売するなど、創意工夫が必要であると考えております。

こうした状況の中、若手の紙すき職人5人で構成するグループ「ネットワーク21」に対しまして、平成14年度から市の後継者育成事業補助金として、各種の研修事業や広告宣伝、あるいは美濃和紙全体のPR事業としての展示会開催などの費用の一部を援助しております。直接的な支援策といたしましては、市内における起業家の自立支援を目的とする美濃市民間

活力創生基金資金、いわゆる通称「うだつ基金」と言っておりますが、この制度も活用いただいているところでございます。

また、国の伝統的工芸品産業支援事業の後継者育成事業として、美濃手すき和紙協同組合や岐阜県紙業連合会などの関係団体からも支援をお願いしていますが、特に長年にわたり美濃和紙を支えている美濃手すき和紙協同組合には、若者に対する技術指導はもちろん、販路拡大についての協力もお願いしているところであります。このほか、若手職人の製品もあわせて、地域ブランドとしての「美濃和紙」の確立を目指し、総合的な紙業振興支援事業にも着手したいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に御質問の2点目、わくわくファーム施設整備に伴う産直ハウスの設置についてお答えいたします。

現在進めておりますわくわくファームの施設整備は、下牧、上牧の関係自治会から農産物の販売できる施設をつくってほしいとの要望を受け、またその実施につきましては、県の県産材需要拡大施設等整備事業の補助事業として、床面積 39.75平米、約12坪の産直ハウスと、床面積 19.87平米、約6坪のサイクルステーション及び既設のバーベキューサイトにあずまやを建設中であります。さらに今年度事業で、サイクルステーションに隣接する「えのき榎」の木陰にウッドデッキの設置を予定しております。

平成15年から継続されております地元の皆さんの手づくりによる年2回の「牧ばあちゃんの紙板市」の発展・常設化や、わくわくファームを活動拠点とする美濃わくわく工房の特産品、わくわくファームの市民農園からの農産物を初めとする地元特産品の直売所として、有効に利用していただきたいと思っております。これにより、わくわくファームや美濃和紙の里会館を中心とした下牧、上牧地区の地域活動の活性化や、交流人口の増加及び産業振興、いわゆるにぎわいづくりに大きな効果が期待されているところであります。

このため、議員御質問の産直ハウスの管理・運営方法や運営組織につきましては、地元の皆さんの主体性や自主性が不可欠と考えておりますので、この管理・運営につきましては、下牧、上牧の関係自治会の皆さんと十分に協議を行い、地域の多くの皆様に喜んでいただけるような組織、例えば地元自治会からの推薦による産直ハウス管理運営委員会のような組織も視野に入れながら、管理・運営の受け皿をつくっていただきたく、近々に地元と話し合いに入る予定でおります。また、正式なオープンの時期につきましては3月か4月を考えておりますが、これも地元の皆さんとの協議により決定したいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。以上で答弁といたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（児山廣茂君） 1番 太田照彦君。

○1番（太田照彦君） おおむね了解いたしました。一つだけ要望を述べておきます。

御答弁にもありました産直ハウス管理・運営につきましては、管理運営委員会等の組織づくりを視野にとありましたが、私は何事も最初が大切であると考えます。営利目的ばかりの方々の組織であってはなりません。まずは多くの人が集い、楽しむ組織をつくるべきと考え

ます。その輪に対し、行政的にも道筋をつくっていただくことは望むところではありますが、地域柄の特徴を生かした運営ができるようお力添えをいただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（児山廣茂君） 次に、18番 西部和子君。

○18番（西部和子君） 3点の一般質問を行います。

まず1点目、産科医師の確保についてですが、先ごろ中濃厚生病院の産科が閉鎖されたと聞いています。美濃市の近接地域に産科医が不足し、少子化に拍車をかけることが懸念されますが、美濃病院として医師の確保対策をどのように考えておられるかを事務局長に伺いたいと思います。

産科の医師にかかわらず、医師の不足で地域医療の格差拡大が全国的に重大な社会問題となっていますが、その根本原因は医師の絶対数の不足にあると言われていています。日本の医師数は、フランスやドイツの6割、OECD平均を大きく下回る水準にすぎません。それなのに、国は1980年代から、医師は過剰であると言い立てて医学部の定員を削減するなど、医師養成の抑制を国策としてきました。慢性的な人手不足は、厚生労働省の検討会調査によれば、常勤医師の総勤務時間が平均で1週間に70時間、3回の平均当直回数は年間123回で3日に1回と言われるように、医師の過重労働で補ってきている状況です。

産科の場合は、診療報酬が低い上に、危険を伴い、訴訟率が高いことも医師不足に拍車をかけています。平成8年には産婦人科のある病院が1,996病院でしたが、8年後の平成16年には1,469病院となり527病院も減少しました。減少率は26.4%にもなっています。また、これまで美濃病院などの地方病院に医師を派遣してきた大学病院が、派遣医師を引き揚げたことも医師不足の要因の一つになっています。大学病院が医師を派遣していたのは、研修医を多く抱えていたという特性の上に立ったものでしたが、新しい臨床研修制度の導入で、研修医の大学病院離れが進み、大学病院に人的余裕がなくなったと言われていています。美濃病院の産科医の引き揚げは、まさに岐阜大学病院の医師に余裕がなくなったことに起因するものです。

こうした中で、医師不足の解決を願う急速な世論の高まりを受けた国は、一部の県での医学部の定員の増加、都道府県主導による医師の派遣、分娩時に医療事故があった患者への救済措置などを内容とする新医師確保総合対策を打ち出しました。しかし、この対策は、国民世論を反映した現状改善策も含まれてはいますが、基本的には医療費削減と医師数抑制という立場の枠内での対策にすぎないと言われております。

そこで、医師不足の改善策としては、国と都道府県の責任で医師不足地域への医師派遣体制をつくる。公立病院を地域医療の拠点として、国の責任できちんと支援をする。医師の過重労働を是正するとともに、女性医師の就労を支援する。出産医療における助産師の役割を高めるなどの対策が求められますが、このような声を大きくして国に対策を迫っていくことが必要であると思います。

さてそこで、美濃市の産科医療の現状ですが、御承知のとおり市内には産科の医院は一つもなく、関市にも産科の医療機関と助産院が二、三カ所しかありません。頼みの綱であった中濃厚生病院は、調べてみましたら、完全に閉鎖されたわけではないようですが、常勤医師が1名退職され、常勤2名、非常勤1名の体制になったということです。そのため受け入れ数を減らさざるを得なくなり、1カ月に20名から30名の入院を10名から20名程度に縮小するということになっているのだそうです。

美濃市では、年間 250人から 300人近くの子供が生まれています。関市でも 800人近くの子供が1年間に生まれます。この数の出産を関市内の医療機関や助産院だけで対応することは困難であることは明らかです。そうなると、各務原や岐阜市まで行かねばなりません。このような状態では、近くで安心して子供を生めない状況になり、少子化に拍車がかかると懸念されます。この事態の中で、美濃病院でも何とか産科医療が再開できますよう対策が必要だと思いますが、どのように考えておられますでしょうか、お伺いいたします。

質問の2点目、ケーブルテレビ敷設事業に伴う宅内工事について、市内の業者さんの能力に応じた仕事確保がなされるよう対応を求めたいと思います。

ケーブルテレビの整備で、敷設工事が今市内のあちこちで行われています。この工事が完了すると、家庭ごとに宅内の配線や、ブースター、分配器といったものの取り付け、テレビのチャンネルを調整する、あるいはデジタル対応のテレビを取りつけるなどといった工事や行為が行われることとなります。

ケーブルテレビ敷設のために必要な工事は、大きく分類しますと、ケーブルの敷設と共同受信施設、すなわち共同アンテナの撤去、そしてそれぞれの家庭までの引き込み、家の中の工事というように分けられると思います。そのうち、ケーブルの敷設工事はN T T西日本岐阜が、共同アンテナ施設の撤去工事は共和通信が請け負っていると聞いております。

この工事の請負をめぐって、市内の事業者の方からは、入札の時期など何の情報も得られず、入札参加のチャンスが与えられなかったという声が出ています。御承知のように、この事業の予算は6億円で、そのうち公費による補助は5億 2,500万円です。市は、これだけの予算を使うのですから、市内の業者さんができることは最大限に請け負えるように配慮し、地域経済の活性化につながるよう努めなければなりません。もちろん市はそのような考え方のもとに、CCNに申し入れるなど対応してこられたと思いますけれども、さきに申し上げたような声が出ていることも事実です。

さてそこで、宅内工事では、CCNとの調整に努められ、それぞれの業者の方が能力いっぱいの仕事が請け負えるように対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。家の中に入って行う宅内の工事は、やってもら加入者の方も顔見知りの業者さんの方が安心できるというメリットもありますので、ぜひ市内業者の方が能力いっぱい仕事ができるようお願いをいたしたいというふうに思います。

3点目には、障害者自立支援法の利用者負担金について伺います。

ことしの4月から施行された障害者自立支援法は、身体、知的、精神の3障害が一元化され、サービスが提供されるようになりました。このことによって、とりわけ厳しい状況に置かれていました精神障害分野には朗報と言われてもいますが、応益負担制度の導入によって、障害者の皆さんの生活を根底から突き崩す過酷な制度になってしまっています。また、3障害以外の発達障害や高次脳機能障害は支援の対象から外されるという問題もあると指摘されています。

さてそこで、当市の障害者の状況を見てみますと、昨年度の決算では、1級から6級までの障害者手帳を持っておられる方は約1,100人、療育手帳の保持者は約150人となっています。その中で、施設に入居しておられる方は41人で、ほかに在宅で何らかの福祉サービスを受けて生活をしておられる方々が120人前後お見えになるのではないかと思います。

在宅でのサービスとしては、作業所への通所、訪問介護を受ける、短期入所サービスを利用する、デイサービスに通うなどのほか、補装具や日常生活用品、福祉機器の給付サービスなどを利用するといったことがあります。しかし、これらのサービスを利用するには、先ほども申し上げましたように、応益制度の導入で、施設・在宅を問わず、原則1割の利用料と食事代の実費負担が必要になります。施設入居の場合は、これに加えて、日用品費や光熱水費も全額自己負担となったわけであります。

そこで、まず1点目の質問は、在宅障害者の方が授産施設、すなわち作業所でありますけれども、ここに通所される場合の利用料負担金の軽減問題についてです。

市内の在宅障害者の方で作業所に通所しておられる方は、みのりの家作業所に15人、そして社会福祉法人美谷学園の分場、分場といいますのは松栄町にありますようなセンターヴィレッジなどのことをいいますけれども、この美谷学園関係の施設に17人ぐらい通っておられるということであります。

この問題に関する質問は、私は6月議会でも行い、9月議会では市原鶴枝議員も質問をされました。そのときの市の答弁は、みのりの家作業所、すなわち地域生活支援事業として、市の裁量権の範囲で行う通所施設の利用者負担金については、当面、無料で実施する旨の内容でした。この措置は、みのりの家に通われる方にとっては朗報で喜ばしいことでもありますけれども、この範囲の方々だけでは不十分です。美谷学園の分場に通われる方々にも同様の軽減策がとられるよう求めるものです。

美谷学園の分場の場合、10月からの自立支援法の適用で、食事代が約8,000円、利用料が約1万2,000円、合計で月に2万円の負担額になってきたということであります。これまでは無料であったわけであります。この額の方が約3分の2で、あとは上限額というものの関係で1万5,000円の方が3分の1、そういう状況だそうであります。また、10月からの施行によって、負担金が出せないために今お休みをしておられるという方もあるやに聞いております。このような方々にも、ぜひみのりの家作業所へ通う方々と同様の措置をお願いいたす次第であります。

次に、利用者負担が何といたっても急激にふえますので、激変緩和策を求めるものです。

自立支援法では、軽減措置として自己負担の上限額が設定されています。その額は、生活保護家庭では無料ですが、低所得1という段階では1万5,000円、低所得2は2万4,600円、一般は3万7,200円、これだけの上限額を月に払わなければなりません。仮に障害年金2級の方が限度いっぱいサービスを受けた場合、1万5,000円の負担上限額ということになりますけれども、この額は年金収入の2割分にもなります。障害年金2級の年金額は月に6万6,000円ですから、1万5,000円は2割分になるわけです。これではとても軽減措置と言えるものではありません。

また、異なる給付サービスを利用すると、それぞれのサービスごとに上限が設定されるために、合計すると多額の負担になるということもあります。あるいは、利用者の所得を判断する世帯の範囲も、以前までの支援費制度では本人と扶養義務者の収入だけが対象でしたが、自立支援法では利用者本人の属する同一生計世帯とされました。そのため、家族に収入を得る人が何人かあると、その合算額で所得区分が決まるということにもなります。

以上のように問題の多い制度で、国の軽減策だけでは不十分だとして、全国の自治体の中には、独自の制度で対応しようと、いろいろな軽減策を講じているところがあります。その内容は在宅サービスにかかわるものが多いのですが、例えばホームヘルプやデイ、ショートステイといったサービスの利用者負担を、本来10%のところを5%とか3%に引き下げて実施しているところがあります。しかも、この施策の対象者を住民税非課税世帯だけではなく、所得制限をなくして全世帯に適用させたという東京都荒川区とか、支援費制度では無料とされていた所得税14万円の世帯までを対象とした千代田区などがあります。また、京都市では、国の基準では4ランクになっている所得階層区分を独自に6ランクに細分化し、なお年間所得が230万円までは負担上限額を国の基準の半分に抑えました。さらに、国の基準では福祉サービスと自立支援医療とはそれぞれ別個に上限額が設定されていますが、これを合計して低い上限額、総合上限額と言っているようでもありますけれども、こうした制度を設けています。

そこで、美濃市においても独自の減免制度を設けて、激変緩和を講じてほしいと思うものです。市では先ごろ、障害福祉計画をつくるための基礎資料を得るべく、対象者にアンケートを実施しました。この分析結果も踏まえながら、国の軽減策では不十分な点に手だてを講じてもらいたいと思います。これには当然財源が問題になりますけれども、自立支援法の施行で、国と地方の公費負担が700億円程度減額される見込みだということでもあります。美濃市でその額がどのくらいなのかということは今のところ定かではありませんけれども、その削減額を財源に充ててぜひ考えていただきたいと思うものですけれども、いかがでしょうか。

以上3点、よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（児山廣茂君） 美濃病院参事兼事務局長 岩原泰君。

○美濃病院参事兼事務局長（岩原 泰君） それでは、西部議員の一般質問の1点目、産科医師の確保について、先ごろ中濃厚生病院の産科が閉鎖されたと聞くが、このままでは近接地

域に産科が不足し、少子化に拍車がかかると懸念される。美濃病院の医師確保策をお尋ねするにお答えいたします。

岐阜大学から派遣されていた常勤医師が他の医療施設へ異動となり、産科部門の閉鎖を余儀なくされたのが平成16年3月末であります。以来、他の大学も含め常勤医師の確保に努めてきたところでありますが、現在では、岐阜大学派遣の非常勤医師及び病院が直接雇用した名古屋市在住の非常勤医師の2名による週2回・午後半日の診療体制を確保するにとどまっております。

ここで、日本産科婦人科学会が調査した全国の分娩取り扱い医療施設数、すなわちお産ができる病院と診療所の合計数について、3年ごとの数値を平成5年から申し上げますと、約4,300、4,000、3,700、3,300と推移し、平成17年が3,056となっております。このように12年間で1,230施設が減少しており、毎年全国で約100施設がお産を取り扱うことができなくなっていることを示しております。また、うち病院に限って申し上げますと、特に平成14年から17年の3年間の減少幅が大きく、14年の1,503病院が17年には1,273病院と、実に230病院、率にして約15%が産科閉鎖に追い込まれているという結果となっております。また、分娩に関する医師の数も、全国で1万1,000人とされていたものが実際の調査では8,000人と、予想をはるかに下回る結果となったとしております。

こうした産婦人科医師減少の背景には、労働環境の悪化、訴訟件数の増加、女性医師増加による実質労働力の減少などが上げられております。さらに、この産婦人科医師の全国的な減少が一層深刻な問題となっておりますことは、地域間の偏在であります。医師の労働環境改善と医療の効率的運用を図るため、日本産科婦人科学会が進めている中核病院への医師集約化、さらには平成16年度から始まった新臨床研修医制度の影響による医師の都市集中化が地方の病院を直撃し、地方の産科医療崩壊という大変大きな社会問題となっており、マスコミにもたびたび取り上げられているところであります。こうした問題の抜本的解消を図るため、本年6月の全国市長会議においても、産科を初めとする医師供給体制の改善を決議し、国に要請されたところであります。

さて、議員御指摘の中濃厚生病院さんにおきましては、本年4月から常勤医師が3名から2名に減少されたことから、特に10月からは分娩受け入れ件数の制限を余儀なくされていると聞いております。現在、できる限り早期に従来の形に戻せるように努力されているということでもあります。

美濃病院につきましては、常勤医師が皆無という一層厳しい状況にあります。こうした厳しい状況にはありますが、今後、市民の皆さんの御期待におこたえできるよう最善の努力をしてまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 総務部参事兼総合政策課長 平林泉君。

○総務部参事兼総合政策課長（平林 泉君） 御質問の2点目、ケーブルテレビ敷設事業に伴う宅内工事について、市内業者の能力に応じた仕事が確保されるよう対応を求めるについて

お答えをいたします。

ケーブルテレビ施設整備事業につきましては、本年8月に国・県の補助金の交付が採択されたことに伴いまして、市も同様に事業者に対して補助金の交付決定をして、ケーブルテレビの施設整備事業に取り組んでいるところでございます。

現在、事業者によるケーブルテレビの敷設工事を初めといたしまして、ケーブルテレビへの加入説明、加入の申し込みを、市役所の1階ロビーや、各自治会の集会所などを利用してPRをなされているところでございます。加入料の無料期間は来年1月末日となっております、8月の申し込み受け付け開始から4ヵ月を経過した11月末日までの加入申し込みの状況は、テレビとインターネットを合わせまして3,149件となっております。

また、ケーブルテレビ本線の敷設につきましては、市内全域にわたり配線工事を施工されておりまして、道路の通行などで住民の皆様大変御迷惑をかけているところでございますが、こうしたケーブルテレビ本線の敷設工事は10月から着手し、おおむね終了してきているところでございます。今後は、加入申し込みを受けた家庭への引き込み工事や、宅内においては、必要に応じて同軸ケーブルの張りかえや宅内ブースター、分配器、ホームターミナルの取り付けを行いまして、そのほかにテレビやビデオのチャンネル設定調整、こういったものを年が明け二、三ヵ月の短い期間に一斉に手際よく仕事を進めていくことが必要になってまいります。

以前より事業者に対しまして、屋外の工事を初め宅内における工事などについて、市内業者でできる仕事はできる限り市内の業者を使って進めてほしい旨の要望をしてきたところ、事業者におきましては、既に市内業者と十分連携をとっており、将来のメンテナンスなどを考え、市内の業者でできる範囲はお願いをするとの回答でございました。今後も事業者に対しまして、市内業者の能力に応じた仕事の確保について申し入れをしまいにまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 民生部長 渡辺兼雄君。

○民生部長（渡辺兼雄君） それでは、西部議員の一般質問の3点目、障害者自立支援の利用者負担金についてお答えをいたします。

この法律は、障害のある人が自立した日常生活が送れるよう必要な福祉サービスに係る給付やその他の支援を行い、住みなれた地域で安心して暮らせる社会を実現していくことを目的として制定されました。本年10月からは、障害福祉サービスが全面的にスタートしたところでございます。

一つ目の、授産施設へ通所される方の地域生活支援事業との均衡ある負担軽減策を求むについてお答えをいたします。

現在、みのりの家以外に授産施設に通所されている方は、美谷学園第二に14人、同じく第三に3人、ひまわりの丘第三に1名、あしたの会自然の家に1名、第二清流園に1名の合計20名となっております。市といたしましては、みのりの家作業所に通所されている方との公平性を考慮しながら、できる限り負担をかけないように検討してまいりたいと考えておりま

す。

次に二つ目の質問、当市の実態に合った軽減策を講じ、激変緩和策を図られたいにつきましては、全国市長会では、去る11月16日に開催されました理事会・評議委員合同会議におきまして、重要要望事項の一つとして、障害者の利用者負担金を軽減するため、自立支援給付及び地域生活支援事業に係る総合的な負担上限額を設定するなど、実態に即した低所得者対策の見直しを行うことを決定し、関係方面へ要望してきたところでございます。

現在、国においても対応策が検討されているようでございます。先般の新聞では、通所サービスとホームヘルプ、20歳未満の施設入所について、利用者の1ヵ月負担上限額を、市町村村民税が非課税世帯は現行規定の4分の1に下げ、さらに課税世帯についても比較的所得者に限って現行の4分の1にすることが、政府・与党で合意したと報道されております。今後、国の支援策がより具体的になってくるものと思われま。

当市では、現在、福祉計画策定のため対象者の方々にアンケート調査を実施しておりますので、分析結果を見ながら、対象者の方の負担軽減ができるか検討してまいりたいと考えております。御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔18番議員挙手〕

○議長（児山廣茂君） 18番 西部和子君。

○18番（西部和子君） ただいまの答弁でおおむね了解をいたしましたので、再質問ではなく、要望を申し上げておきたいと思ひます。

まず1点目の美濃病院の問題でありますけれども、最善の努力をしていただきますことに期待を申し上げます。大変難しい問題であるかとは思ひますけれども、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に2点目のケーブルテレビの問題でありますけれども、今の御答弁を了解はいたしましたけれども、市内の事業者の方の請負の契約の具体的な中身に入りますと、業者の方々はいろいろな御意見を持っておられるようであります。何しろ先ほども申し上げましたように、公費だけでも5億円以上使うという事業でありますし、また美濃市の業者さんで能力が完全にあるというような部分の工事というのもたくさんあるわけありますから、できるだけこの予算を市内に還流させて地域経済の活性化も図るというようなことが必要だと思ひます。ですから、適正な利益をきちんと得るような形で市内の業者さんがやれるように、そういうふうにはぜひ市としても目配り、気配りをしていただきたいというふうにお願いをいたしておきます。

それからもう1点は、これから宅内工事がどんどん進んでいくわけありますけれども、市民の皆さんは宅内工事には自己負担は要らないというふうには普通理解をしておられると思ひますけれども、家庭の設備の状況によっては、例えば分配器が古いとか、アンテナ線が大変古くなっているとか、あるいはテレビ端子を変えなければならないとかというようなふうには、いろいろ対応しなければならないことも出てくる可能性があるようでもありますので、こういう場合はその分は自己負担が要るわけあります、そこら辺のこともきちんと理解

をしていただいておかないと、こんなことであつたかというふうにいる御批判が出るのではないかと思います。CCNのいろいろなチラシなどを見ますと、そういう部分が大変細かい字でチラシには書いてあるんですけれども、なかなかそこまで一般の市民の方はお読みにならないというようなこともありますので、念のためにですけれども、市の広報できちんとそういうようなところの啓発も行うというようなことも、老婆心ながら、ぜひよろしく願いをいたしたいと思います。

最後の自立支援法に関する問題でも、了解はいたしますけれども、同じ市民で、一方の施設に通所する人は無料で、片や一方の人は有料というようなことは、特に障害者福祉のようなところではこのような格差はあってはならない問題であると思いますので、ぜひその自己負担の低い方に合わせていただいて、やっていただけるとは思います、よろしく願いしたいと思います。

また、激変緩和策についてですけれども、さすがの国も、余りにもひどい制度の内容に対する国民の批判を受けて、その対策を講じざるを得ないようになってきたということだと思ふんです。3年間で約1,200億円ぐらいつぎ込むのではないかというような新聞報道もありましたけれども、それが一体どのようなようになっていくのか、それを見てから検討するのなら検討するというような御答弁でありましたけれども、国のその具体的な内容が明らかになった時点で、手薄な部分にぜひ手当てをしていただきますようお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（児山廣茂君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後1時48分

再開 午後1時58分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 武井牧男君。

○5番（武井牧男君） 質疑1点と一般質問2点について行わせていただきます。

初めに質疑、認第3号 平成17年度美濃市一般会計歳入歳出の認定中、経常収支比率が平成16年度と比較して4.1%上回った根拠は何か、お尋ねいたします。

財政諸比率の中で、財政構造の硬直性、または弾力性を示す比率は低いほど経常余剰財源が大きく、財政構造に弾力性があるとされています。第4次後期総合計画の主要政策の目標値として、経常収支比率の改善として、5年後の目標値として88%を上げています。こうしたとき、平成17年度の経常収支比率が前年対比4.1%上回ったことを大変心配するものでございます。なぜこのような数値になったのか、その根拠をお尋ねいたします。

続いて、一般質問に移ります。

初めに、子育て支援の拠点づくりについてお尋ねをいたします。

近年、核家族化の進行に伴う家族形態や地域社会の変化など、子育てを取り巻く環境が大きく変わり、今では、家族だけでは子育てができない。近隣など、地域社会が子育て支援を

サポートできるネットワークの構築が望まれているのではないのでしょうか。いじめによる自殺、幼児虐待等、毎日のようにマスコミを通し流れています。政府も、いじめに対する緊急アピールを11月29日にされました。結果に対する対策も大事ですが、子供を心身ともに健全に育てるには、家族だけの問題ではなく、幼児期からの子育てに対する教育サポートをすることが、子育てをするすべての両親、家族に必要なだと思います。また、地域においてもその啓発が必要であると思います。

特に厚生労働省が推進しています子育て支援センターの事業としまして、従来型としての保育士等を2名以上配置し、次に上げます5点のうちの3事業を選択する。その一つとして、育児不安等についての相談指導、二つ目に、地域の子育てサークル・子育てボランティアの育成支援、三つ目に、特別保育事業等の積極的実施・普及促進の努力、4番目に、ベビーシッターなど地域の保育資源の情報提供等、5番目に、家族的保育を行うものへの支援のうち3事業を選択する事業と、小規模型として、保育士等1名以上配置し、前に述べました二つ以上を選択する事業を上げております。

また、つどいの広場として、乳幼児ゼロ歳から3歳を持つ子育て中の親とその子供が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で、語り合い、学び合うことで、精神的な安心感と問題解決の糸口となる機会の提供となる場、特に密室育児による孤独感から育児ノイローゼ、育児放棄、児童虐待に至ることになる予防の場としての効果があるとされています。こうした拠点を身近なところに設置推進されることを望むものですが、本市における子育て支援策として、こうした二つの事業の取り組みについてのお考えをお尋ねいたします。

続いて、スローライフについてお尋ねします。

戦後の中でも、昭和30年代から車の普及は目覚ましく、一家に一台から、一人に一台というほどになりました。移動手段としての便利さの中で、その影の部分も多くあり、もう一度考えなければならないときではないかと思います。その中でも、特に交通事故、環境に及ぼす影響。また、目には見えないものの心しなければならないことは、基礎体力が養えないことではないのでしょうか。体を使っての外での遊びから、ゲーム機を使っての室内の遊びに変わり、その上、食生活の変化により、児童の中にも生活習慣病の予備軍と言われるほど心配される状況であると言われております。

「心身ともに健全に育てていただくためには」というのが大きな課題ではないのでしょうか。本市においては、スローライフシティを目指していることは、時を得た視点だと思います。美濃市まるごと川の駅構想においても、地域交流センター（道の駅）にサイクルステーションを設置し、美濃市の史跡、景観を自転車を利用し散策していただく施策。観光面のみならず、市民の健康づくりの施策としていくことも重要なポイントだと思います。成長期の子供を初め、あらゆる世代の体力維持増進に、最初の1点であります、自転車を利用しての健康づくりに取り組むことはできないかとお尋ねいたします。

2点目として、サイクルの日、サイクル月間を制定したらどうかということをお提案します。

本市においては、来年には国際自転車レースの美濃ステージとしてツアー・オブ・ジャパンが5月22日に開催されます。また、2012年には岐阜国体が開催されます。本市は、自転車ロードレース会場として内定しています。自転車を利用しての健康づくりには絶好のときと思います。その啓発の策としまして、美濃市サイクルの日、あるいは美濃市サイクル月間を設けたらどうかと提案をいたします。

3点目としましては、サイクルコースを利用したツアー・オブ・美濃の事業計画をされてはどうかということをご提案します。

サイクルコースとしては、市内7コースが提案されております。ツアー・オブ・ジャパンを倣って、このコースでツアー・オブ・美濃を企画してはと思います。こうすることによって、自転車利用の普及啓発につながり、自然との語らいの場、親子の触れ合いの場、他地域との交流の場となり、観光に、体力増進につながり、本市の目指す「スローライフシティ」のまちづくりになると思います。

以上を提案し、私の一般質問を終わります。質疑1点と一般質問2点を御答弁願います。

○議長（児山廣茂君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） 武井議員の質疑、認第3号 平成17年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定中、経常収支比率が平成16年度と比較して4.1%上回った根拠は何かについてお答えをいたします。

御承知のように、経常収支比率は、経常的な経費に充当した一般財源が市税や地方交付税などの経常一般財源等に占める割合を示す指数でございます。平成17年度決算において、経常収支比率が前年度に比べて4.1ポイント上回ったのは、経常経費に充当した一般財源が増額し、経常一般財源等が減少したことが原因でございます。

分母となる経常一般財源等は、地方税が約5,600万円増加したものの、地方交付税が1億4,300万円、臨時財政対策債が約1億300万円とそれぞれ減額し、前年度に比べ1億8,000万円減少しております。一方、分子となる経常経費に充当した一般財源が増額した主な理由は、人件費で1億3,000万円、公債費で7,000万円それぞれ減少をしておりますが、下水道会計に対する繰出金のうち、高資本対策費に要する経費を経常経費として見直したため、繰出金が約1億2,300万円増額したこと、美濃病院に対する負担金、補助金等が5,800万円増額したことなどが上げられます。美濃病院に対する経費の決算総額は前年度とほぼ同額でございますが、この経費に充当した美濃病院建設基金取り崩しによる繰入金も16年度の1億円から17年度の4,000万円と減額したため、充当する一般財源が増額していただくこととさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 民生部長 渡辺兼雄君。

○民生部長（渡辺兼雄君） それでは、武井議員の一般質問の1点目、子育て支援の拠点づくりについての1つ目、子育て支援センター事業の状況と今後の推進についてお答えをいたします。

地域子育て支援センター事業は、地域全体で支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭などに対する育児不安などについての相談・指導、子育てサークルなどへの支援などを実施して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うものでございます。設置基準は、人口10万人以上ですと3カ所、10万人未満では2カ所で実施することができます。事業の実施主体は市となっておりますが、現在、美濃保育園と牧谷保育園の2園に委託して事業を行っているところでございます。

国は、平成21年度までに、中学校区ごとに1カ所設置することを検討しております。今後、国の具体的な事業の内容が明らかになった時点で、地域の実情も考慮しながら検討してまいりたいと思っております。

次に二つ目の質問、つどいの広場の設置についてお答えをいたします。

この事業は、おおむね3歳未満の児童及び保護者を対象に開設するもので、相互の交流や育児などについて保護者の相談に応じ、必要な情報提供や助言などの援助を専任職員を配置して行うものでございます。

子育て支援の拠点につきましては、保健センターでは、乳幼児を持つ保護者が、保護者同士で悩みや不安を語り合ったり、子育て経験者に相談したりできる交流の場として、すくすくプレイルームを年16回開催し、毎回約50組の親子が参加しております。また、育児不安の軽減を図るため、保健師による家庭訪問を通して精神的な支援に努めているところでございます。このほか、児童センターでは児童と親の教室、生涯学習課では乳幼児家庭教育学級を開催しております。また、美濃保育園につきましては、子育て中の親子と子育て経験者、または子育てに意欲のある者が気楽に集える地域のモデル事業として、子育てファミリープラザ事業を実施しているところでございます。引き続き保護者等の御意見もお聞きをしながら、事業の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

議員御質問のつどいの広場の設置につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。御理解を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 助役 太田松雄君。

○助役（太田松雄君） それでは一般質問の2点目、スローライフについて、自転車を利用した健康づくりの取り組みができないか。美濃市サイクルの日、サイクル月間等の制定をしてはどうか。サイクルコースを利用したツアー・オブ・美濃の事業計画をされてはどうかについてお答えいたします。

「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現のため、小さくてもキラリと光るオンリーワンのまちづくりを推進するため、「スローライフシティ」をキーワードに、特色ある市民協働のまちづくりを目指しており、そのまちづくりの施策の一つに、自転車を利用したまちづくりとして「サイクルシティ美濃」がでございます。平成16年2月に国土交通省のサイクルツアーモデル地区の指定を受け、自転車を活用したまちづくりは、まさに美濃市が目指しているところでございます。

美濃市が目指すサイクルシティ美濃の具体的な推進に当たっては、市内全域を自転車を利用して周遊するモデルコースを設定しており、ツーリング系七つのコースと、健康体験系二つのコースがございます。このモデルコースを安全で安心して快適に走行していただくための道づくりとして、国道、県道の整備促進や、市道の整備、サイクルステーションの設置、サイン計画、沿道の景観形成などのハード面の施策も当然進めていく必要がありますが、ソフト面の施策として、来年5月22日開催が決定しておりますツアー・オブ・ジャパン美濃ステージ、平成24年開催の国体ロードレースを代表的なものとして、今後は美濃サイクルフェスタの開催、サイクリングツアー、レンタル自転車や、サイクルイベントとしてスタンプラリー、オリエンテーリング、自然・環境親子体験学習などの多彩な計画を盛り込み、サイクルシティ美濃づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、市民の健康を重点施策としている本市といたしましては、サイクリングを楽しみながら健康づくりを進め、歴史、あるいは文化など知識の吸収、環境保護、景観形成、経費節減など、自転車を切り口として多方面に活用したいと考えております。今後は、ハード面、ソフト面の多彩な事業を展開して、実施計画を立てながら全庁体制で着実に進めていきたいと考えているところでございます。

今年度は、和紙の里わくわくファームにサイクルステーションを設置、来年度は、今議会で契約締結の議決をいただきました道の駅にサイクルステーションを設置し、レンタサイクルなどを充実し、周辺施設とのつながりをさらに深めてまいります。また、3月には自転車を利用した健康づくり講演会の開催、5月22日にはツアー・オブ・ジャパン美濃ステージの開催など、各種事業を積極的に取り組んでまいります。

議員御提案の各種事業・施策につきましては、今後のサイクルシティを目指す上で、市民の理解や参画の得られる方策として大変貴重な御意見であり、十分検討させていただき、サイクルシティ美濃づくりの参考にさせていただきますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（児山廣茂君） 5番 武井牧男君。

○5番（武井牧男君） 先ほどちょっと冒頭間違えましたので、ここで訂正をしておきます。認第3号「平成17年度」ということを「平成13年度」と申し上げましたので、ここで平成17年度ということで御了解をいただきたいと思っております。

今御答弁をいただきましたように、了解をします。

その中でも、特に子育て支援ということで、つどいの広場というような内容でそれぞれ行っていたいておるんですが、そういった拠点については中心市街地に集中し、中心市街地を取り巻く地域からの参加が少ないようであります。中心市街地との格差があるように思います。特に出生率が低く、少子化が進んでいることも、安心して産み育てる環境づくり、チャイルドファースト社会の構築が今求められています。ぜひ身近なところで子育て支援をいただける拠点をつくっていただくことをお願いし、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 次に、12番 日比野豊君。

○12番（日比野 豊君） 私は、発言通告に従いまして、美濃市議会市政クラブ議員団12名を代表いたしまして、新年度を迎えるに当たり、市長にその展望と施策についてをお尋ねするものであります。

石川市長におかれましては、平成7年7月に清新な政治をモットーに経済界出身の市長として市政を担当されて以来、3期11年が経過した今日であります。この間、21世紀のまちづくり、いわゆる本市の姿はどうあるべきかとの指針である美濃市第4次総合計画が策定され、「調和のとれたまちづくり」「心温まるひとづくり」「優しさの伝わるこころづくり」を基本理念として、いわゆる「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」を目指し、それらの目標達成のため常に全力を傾注されている姿は、私どもも十分認識いたし、心から敬意を表する次第であります。

顧みますと3年前、美濃市の運命・存在を左右する出来事、いわゆる市町村合併問題が持ち上がりました。市制施行以来50年、市民にとっても、私どもにとっても初めての出来事でありました。その間、約1年半、本市の将来に対してのいわゆる市民の動揺、不安が走りました。またこの間、市長におかれましては、精力的に住民説明会を開催されるとともに、卓越した政治手腕を発揮され、二つの住民投票の結果、市民は単独の道を選択され、今日の美濃市が存在するところであります。

また、この時期、美濃市平成まちづくり改革委員会を立ち上げられ、本市の将来に向けての行財政改革が検討・実施され、その成果が着実に一步一步あらわれている今日であります。いわゆる「訪れたいまち 美濃市」を目指した事業といたしましての町並み整備は、うだつの上がる町並みや美しい景観が形成されるとともに、美濃和紙あかりアート展を代表とする各種のイベントが市民協働で展開され、今や年間50万余人の観光客が訪れるようになっております。このようなことは、いわゆる全国的に脚光を浴びるようになりました。

このようなにぎわい、光景は、美濃市民にとっては誇らしく、希望を与えてくれています。反面、「住みたいまち 美濃市」づくりに関しましては、いわゆる人口増対策としての地区画整理事業、企業誘致など、もろもろの事業が進んでいるものの、高齢者等の自然人口減が進み、行政人口は減少し、市民には寂しさと不安が残る今日でありまして、希望と不安が交錯したきょうこのごろであると思うものであります。

さて、本年度は、策定されました美濃市第4次総合計画の後期基本計画のスタートの年となりました。市民が安全で安心して暮らせる社会、いわゆる小さくてもキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現を目指すための三つの基本方針といたしまして、一つ目に、三位一体改革の影響による厳しい財政状況を認識し、限られた財源の効果的、効率的な配分により、持続可能な健全財政を堅持する。二点目といたしまして、美濃市平成まちづくり改革委員会による行財政改革を着実に推進する。三点目、第4次総合計画が目指すまちづくりを実現するため、新たにスタートするこの後期基本計画の重点施策を絞り、将来に向けて積極的な推進を図ることを掲げられております。いわゆる「スローラ

イフシティ」をキーワードに、環境、健康、福祉、教育、情報化、防災を重点施策とした21世紀型まちづくりを推進し、真に市民の福祉の向上を目指し、道の駅整備、ケーブルテレビ整備、少子高齢化対策を最重要事業と位置づけられております。

これらの重要事業の推進、あわせて21世紀にふさわしい市民サービスと市民本位の行政システムの構築に当たり、市長におかれましては、常にリーダーシップを発揮され、幾多の困難も克服され、御尽力いただいておりますが、単独の道が選択され2年が経過しようとする今日、「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現にはいまだ道半ばであると同時に、市長、あなたには引き続き美濃市のかじ取りを行う責務があると私ども思うものであります。

今、全国的に、地方自治体、地方公共団体のいわゆる首長の多選問題がさまざまな意味で問われておるところでございますが、単独の道を歩み始めた本市、美濃市においては私どもは例外であるものと思うものであります。このような観点に立ちまして、新年度、新しい年を迎えるに当たり、その展望と施策について、また来年7月に予定されております美濃市長選挙に当たり現在どのようなお考えか、市長の御決意をお尋ねいたしますものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（児山廣茂君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 日比野議員の一般質問、新年度を迎えるに当たり、その展望と施策についてお答えをいたします。

ただいまは私に対し、過分なるお言葉や激励をいただき、まことにありがとうございます。おかげをもちまして、第4次総合計画・美濃市21世紀グランドデザインの主要事業も順調に推移しておりますし、本年1月には、市民の皆様との協働によるまちづくりが認められまして、地域づくり総務大臣表彰を受賞させていただくなど、さまざまな分野での美濃市の取り組みが高い評価を受けているところでございます。

さて、平成19年度の予算編成方針は、小さくてもキラリと光る「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現を目指して、重点施策を、「スローライフシティ」と「産業振興とにぎわいづくり」を進めるため、環境、健康、福祉、教育、防災、産業としております。具体的には、ツアー・オブ・ジャパンとサイクルシティ美濃の推進、市民総参加の健康づくり、人口対策と子育て支援の、三つの事業を重点事業として推進していきたいと考えております。

また、地方財政を取り巻く環境は、三位一体の改革が一段落したものの、いわゆる骨太の方針2006によりまして、今後5年間の新たな改革、歳入歳出一体改革に向けて、国、地方とも引き続き、歳入歳出全般にわたる徹底した見直しと、歳出の抑制を図ることが示されました。地方においては、平成19年度から税源移譲が進むものの、一方では新型交付税が導入されるとともに、さらなる地方交付税の削減や公共投資の削減など、引き続き地方財政は厳しい風の中にあります。

私は、平成7年7月に市長に就任以来、「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現に向け、「清潔で新しい政治」をモットーに、3期11年半、議員各位を初め市民の皆様のお力添えをいただきながら、市民福祉の向上と美濃市の活性化に全力で取り組んでまいりました。

た。

こうした中、美濃市は、平成17年1月に住民投票により単独の道を選択いたしました。これは、市民が厳しいけれど単独の道のみずから選択し、市民、議会、市が一体となって、自主と自立、いわゆるみずからの手で、人に頼らず、小さくてもキラリと光る美濃市の未来を切り開いていくのだという決意のあらわれでございました。私はこれを受けて、市民の負担にこたえるべく、地方の時代にふさわしい「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づくりと、市民参加による創意工夫のまちづくりに努めるため、平成まちづくり改革大綱にのっとり、地方分権の受け皿づくりと、時代の変革に的確に対応した徹底した改革に取り組んでいるところでございます。

今後は、今以上に地方分権社会、構造改革、少子高齢化社会、人口減少社会に対応すべく、産業振興とにぎわいづくりを進め、財政の安定を図り、「スローライフ」をキーワードに、元気で活力のある持続可能なオンリーワンのまちを、地域の文化力が発揮される中で、市民の主役のもと、市民と協働してこのまちをつくっていきたいと考えているところであります。

以上から、日比野議員の御質問に対しましては、今最も大切なこの時期、単独の道を選んだ美濃市の市長としての責任を果たさなければならないと思います。私といたしましては、単独の道の選択が市民の皆さんから将来正しかったと評価していただけるよう、甚だ微力ではございますが、市議会の皆様の御理解や市民の皆様の御支援をいただけるのであれば、今までの経験を生かして、引き続き市政を担当し、市長としての責任を果たし、清潔で新しい政治をさらに進めるために、新たな政策を柱に、市民の皆様と協働して、活力と魅力のある「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づくりと市民主体の市政運営を全力を挙げて進めてまいりたいと、決意を固めているところでございます。

なお、具体的な施策につきましては、現在、来年度予算の編成作業を行っておりますので、3月議会で所信を表明させていただきたいと考えております。幸い、健康にも恵まれ、体力にも自信がございます。皆様の絶大な御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、日比野議員の答弁とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔12番議員挙手〕

○議長（児山廣茂君） 12番 日比野豊君。

○12番（日比野 豊君） 続投に対しての力強い前向きな御決意、本当にありがとうございます。

先般、私ども市政クラブといたしまして、いろいろ要望事が出てまいりますので、要望を少し申し上げたいと思います。

先般、私ども某団体主催の大会、いわゆる「議会の責任」という名の大会に出席してまいりました。皆さんも御存じのように、北海道夕張市が財政再建団体になることを例に挙げまして、夕張市の財政破綻に至る行財政運営は、たとえそれが粉飾といえども、単年度ごとに毎年議会の議決を経てきたもので、この破綻の原因から破綻に至るまで、その処理すべてが議会の責任であると問われているものであり、議会の責任であるとの旨でございました。ま

た、先般、共同通信社が全国の市区町村長に行ったアンケート調査の結果によりますと、全国でも91%の地方公共団体が存続に不安を感じているとのことであり、県内42の市町村長においても、37の自治体が存在に向けて不安であると応じております。

このようなことをかんがみまして、今後ますます財政状況が厳しくなると予測される今日、私ども議会といたしましても、いわゆる議会が効率的に機能するよう、またさらなる行財政改革に関しての政策立案や監視機能体制の強化・推進を図っていく所存でございます。市長を初め執行部の皆様におかれましては、さらなる緊張感のもと行財政運営に従事されるとともに、いわゆる議会とのパイプも今以上に太くされ、意思の疎通を図ってもらえますよう要望いたしまして、代表質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（児山廣茂君） 以上をもって、質疑及び市政に対する一般質問を終わります。

〔追加議案配付〕

○議長（児山廣茂君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第104号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、議第104号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第104号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（児山廣茂君） 職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第104号について、経済建設部長 福井昭次君。

○経済建設部長（福井昭次君） それでは、議第104号 附帯控訴につきまして御説明を申し上げます。

追加議案集の1ページをお開きください。

美濃市大字片知字井口 585番3に存在いたします美濃市所有の排水路敷地、地目、用悪水路につきまして、隣接する美濃市片知 588番地1、市原敏司氏より、美濃市を相手に、境界確定の訴状が平成17年8月5日付で岐阜地方裁判所に提出され、平成17年第5回美濃市議会定例会で、訴えの提起について、土地の所有権の確認を求める訴えを岐阜地方裁判所に提起するため議決をいただきました。その結果、市の主張が認められる判決が平成18年10月5日に言い渡されました。しかし、市原氏は、この判決を不服として、平成18年11月16日に名古屋高等裁判所へ控訴されました。

市といたしましては、市原氏が名古屋高等裁判所へ控訴されましたので、土地の所有権移転登記手続を求めるため、附帯控訴をするものであります。この附帯控訴につきましては、土地境界確定・所有権確認控訴事件において、所有権移転登記を求める附帯控訴をするもので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容について御説明させていただきます。

1の附帯被控訴人となるべき者の住所及び氏名は、美濃市片知 588番地1、市原敏司氏であります。

2の附帯控訴の趣旨につきましては、別紙物件目録記載の土地のうち、別紙図面のK1、A、イ、X、K1の各点を順次直接で結び、囲まれた土地の部分4.29平方メートルについて所有権移転登記手続を求めるものであります。

3は、訴訟遂行の方針を掲げております。

以上で、議第104号の説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（児山廣茂君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午後2時41分

再開 午後2時41分

○議長（児山廣茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議第104号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

議第104号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第104号は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議題となっている認第3号から議第101号までの26案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は会期日程表に関係なく、総務常任委員会は12月14日午前10時から、民生教育常任委員会は12月15日午前9時から、経済建設常任委員会は12月18日午前10時から開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

○議長（児山廣茂君） お諮りいたします。議事の都合により、あすから12月19日までの6日間休会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから12月19日までの6日間休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（児山廣茂君） 本日はこれをもって散会いたします。

12月20日は午前10時から会議を開きます。なお、議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでございました。

散会 午後2時45分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成18年12月13日

美濃市議会議長 児 山 廣 茂

署 名 議 員 市 原 鶴 枝

署 名 議 員 古 田 勇 夫

議 事 日 程 (第 3 号)

平成18年12月20日 (水曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認 第 3 号 平成17年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認 第 4 号 平成17年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認 第 5 号 平成17年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認 第 6 号 平成17年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認 第 7 号 平成17年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認 第 8 号 平成17年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認 第 9 号 平成17年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認 第 10 号 平成17年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議 第 84 号 平成18年度美濃市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第11 議 第 85 号 平成18年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第12 議 第 86 号 平成18年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第13 議 第 87 号 平成18年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第14 議 第 88 号 平成18年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第15 議 第 89 号 平成18年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第16 議 第 90 号 平成18年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第17 議 第 91 号 平成18年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第18 議 第 92 号 地方自治法の一部改正に伴う美濃市関係条例の整備に関する条例について
- 第19 議 第 93 号 美濃市副市長定数条例について
- 第20 議 第 94 号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第21 議 第 95 号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第22 議 第 96 号 美濃市中山間地域農村活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第23 議 第 97 号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第24 議 第 98 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 第25 議 第 99 号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合同規約の変更に関する協議について
- 第26 議 第 100 号 中濃地域広域行政事務組合同規約の変更に関する協議について
- 第27 議 第 101 号 中濃消防組合同規約の変更に関する協議について

本日の会議に付した事件

第1から第27までの各事件

出席議員（17名）

1 番	太田照彦君	2 番	森福子君
3 番	山口育男君	4 番	佐藤好夫君
5 番	武井牧男君	6 番	市原鶴枝君
7 番	古田勇夫君	8 番	古田信雄君
9 番	岩原輝夫君	10 番	平田雄三君
12 番	日比野豊君	13 番	児山廣茂君
14 番	加納喜代彦君	15 番	市原良英君
16 番	野倉和郎君	17 番	塚田歳春君
18 番	西部和子君		

欠席議員（なし）

欠員（1名）

説明のため出席した者

市長	石川道政君	助役	太田松雄君
教育長	後藤正之君	総務部長	加納和喜君
総務部参事兼 総合政策課長	平林泉君	民生部長	渡辺兼雄君
経済建設部長	福井昭次君	経済建設部参 事兼産業課長	村井純生君
教育次長兼 教育総務課長	小椋茂樹君	美濃病院参事 兼事務局長	岩原泰君
総務課長	川野純君	秘書課長	梅村健君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉田金義	議会事務局 次長	古田則行
議会事務局 書記	太田博康		

開議の宣告

○議長（児山廣茂君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（児山廣茂君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（児山廣茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 古田信雄君、9番 岩原輝夫君の両君を指名いたします。

第2 認第3号から第27 議第101号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（児山廣茂君） 日程第2、認第3号から日程第27、議第101号までの26案件を一括して議題といたします。

これら26案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長 武井牧男君。

○総務常任委員会委員長（武井牧男君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において総務常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月14日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に認第3号 平成17年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に議第84号 平成18年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第92号 地方自治法の一部改正に伴う美濃市関係条例の整備に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第93号 美濃市副市長定数条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第94号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第97号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題

とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第 100号 中濃地域広域行政事務組合規約の変更に関する協議についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第 101号 中濃消防組合規約の変更に関する協議についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（児山廣茂君） 次に、民生教育常任委員会委員長 山口育男君。

○民生教育常任委員会委員長（山口育男君） 今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月15日午前9時から委員5名の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に認第3号 平成17年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第4号 平成17年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第5号 平成17年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第6号 平成17年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第10号 平成17年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に議第84号 平成18年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第85号 平成18年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第89号 平成18年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第90号 平成18年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第95号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第98号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第99号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更に関する協議についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（児山廣茂君） 次に、経済建設常任委員会委員長 古田勇夫君。

○経済建設常任委員会委員長（古田勇夫君） 今期定例会において経済建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月18日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に認第3号 平成17年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、経済建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第7号 平成17年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第8号 平成17年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第9号 平成17年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に議第84号 平成18年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中、経済建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討

論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第86号 平成18年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第87号 平成18年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第88号 平成18年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第91号 平成18年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第96号 美濃市中山間地域農村活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（児山廣茂君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

最初に認第3号について、各委員長報告はこれを認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、認第3号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第4号について、委員長報告はこれを認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、認第4号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第5号について、委員長報告はこれを認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、認第5号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第6号について、委員長報告はこれを認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、認第6号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第7号について、委員長報告はこれを認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、認第7号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第8号について、委員長報告はこれを認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、認第8号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第9号について、委員長報告はこれを認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、認第9号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第10号について、委員長報告はこれを認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、認第10号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第84号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第84号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第85号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第85号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第86号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第86号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第87号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第87号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第88号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第88号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第89号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第89号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第90号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第90号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第91号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第91号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第92号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第92号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第93号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第93号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第94号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第94号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第95号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第95号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第96号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第96号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第97号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第97号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第98号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第98号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第99号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第99号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第 100号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第 100号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第 101号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第 101号は委員長報告のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。この定例会の会議に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（児山廣茂君） これをもって本日の会議を閉じ、第5回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時28分

市長あいさつ

○議長（児山廣茂君） 閉会に当たり、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

平成18年第5回市議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの定例会におきましては、平成17年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定を初め、多数の議案につきまして慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり承認及び議決をいただきまして、まことにありがとうございます。会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、市政運営に反映するよう努力する所存でございます。

さて、地域交流センター（道の駅）建設工事でございますが、契約の締結につきましては議会の初日に議決をいただき、おかげをもちまして、昨日、起工式を終えることができました。今後は、関係機関等と連携し、皆さんに親しんでいただける道の駅「美濃にわか茶屋」づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、23日には、東京の南青山で最も人気の高いブランドショップ「カルティエ南青山店」の横の中庭でキャンドルナイト・イベントが開催され、美濃和紙あかりアート作品20点が展示されることになっており、美濃市を大いにPRできる絶好の機会と思っております。

次に、2007年度の国の予算につきましては、本日、財務省原案が示されることになっており、地方にとりましては地方交付税など一層厳しさが増すものと思われまので、今後も議会と市民の皆様と今日の厳しい情勢をともに受けとめ、平成19年度予算編成に当たりましては一層健全財政の堅持に向け努力をしてまいりたいと思っております。

また、平成18年も残すところ10日余りとなりました。議員各位には、この1年間、市政進展に御活躍をいただきまして、まことにありがとうございます。年の瀬も迫り、何かと心せわしくなっております。寒さも一段と厳しくなっておりますので、どうか御自愛くださいまして、市民の皆様とともに御健康で御多幸な輝かしい新年を迎えられますよう御祈念を申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（児山廣茂君） 本定例会には、平成17年度一般会計歳入歳出決算の認定を初め重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここにすべての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

なお、本年も残すところわずかになりましたが、年末年始を事故などに御注意くださいまして、輝かしい新年をお迎えになるよう祈念申し上げます。

お知らせいたします。この後直ちに全員協議会を開催しますので、合同委員会室にお集まりください。

本日は御苦労さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成18年12月20日

美濃市議会議長 児 山 廣 茂

署 名 議 員 古 田 信 雄

署 名 議 員 岩 原 輝 夫

総務常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第 101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
認第 3 号	平成17年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中所管部に関する事項	原案認定
議第84号	平成18年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中所管部に関する事項	原案可決
議第92号	地方自治法の一部改正に伴う美濃市関係条例の整備に関する条例について	原案可決
議第93号	美濃市副市長定数条例について	原案可決
議第94号	美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第97号	美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第 100号	中濃地域広域行政事務組合同規約の変更に関する協議について	原案可決
議第 101号	中濃消防組合同規約の変更に関する協議について	原案可決

平成18年12月14日

総務常任委員会委員長 武 井 牧 男

美濃市議会議長 児 山 廣 茂 様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第 101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
認第 3 号	平成17年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中所管部に関する事項	原案認定
認第 4 号	平成17年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認第 5 号	平成17年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認第 6 号	平成17年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認第10号	平成17年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議第84号	平成18年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中所管部に関する事項	原案可決
議第85号	平成18年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第89号	平成18年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議第90号	平成18年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議第95号	美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第98号	岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について	原案可決
議第99号	岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の変更に関する協議について	原案可決

平成18年12月15日

民生教育常任委員会委員長 山 口 育 男

美濃市議会議長 児 山 廣 茂 様

経済建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第 101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
認第 3 号	平成17年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中所管部に関する事項	原案認定
認第 7 号	平成17年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認第 8 号	平成17年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認第 9 号	平成17年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議第84号	平成18年度美濃市一般会計補正予算（第 3 号）中所管部に関する事項	原案可決
議第86号	平成18年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議第87号	平成18年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議第88号	平成18年度美濃市下水道特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議第91号	平成18年度美濃市上水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議第96号	美濃市中山間地域農村活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成18年12月18日

経済建設常任委員会委員長 古 田 勇 夫

美濃市議会議長 児 山 廣 茂 様